

令和2年白浜町議会第3回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和2年9月10日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和2年9月10日 10時01分

1. 閉 議 令和2年9月10日 15時02分

1. 散 会 令和2年9月10日 15時02分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
7番	小森	一典	6番	南	勝弥
9番	辻	成紀	8番	丸本	安高
11番	溝口	耕太郎	10番	松田	剛治
13番	堅田	府利	12番	長野	莊一
			14番	水上	久美子

欠席議員 1名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

5番 正木 秀男

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主査 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副町長 林 一 勝
教 育 長 豊 田 昭 裕

富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	石 田 健		
総務課長	愛 須 康 徳	税 務 課 長	岩 城 祐 朗		
民生課長	中 本 敏 也	住民保健課長	泉 芳 明		
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観 光 課 長	寺 脇 孝 男		
建設課長	玉 置 康 仁	上下水道課長	久 保 道 典		
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 谷 哲 也		
教育委員会					
教育次長	榎 本 崇 広	教育次長補佐	城 戸 章		
総務課副課長	山 口 和 哉				

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和2年第3回定例会2日目を開会します。

ただいまの出席議員は13名です。5番 正木議員から欠席の届出があります。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しています。本日は一般質問を予定しています。

次に、議案書の関係でございます。第1日の提案説明で、報告第7号 令和元年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出について、提出資料の一部に誤りがあり、後日訂正したものを配布する旨の報告を受けておりましたが、本日訂正された資料を配布しております。

休憩中に議会運営委員会の開催、閉会後に議員懇談会の開催をお願いします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

13番堅田君の一般質問を許可します。

堅田君の質問は分割方式です。通告質問時間は45分です。質問事項は、1つとして、まちづくりについて、2つとして、観光振興施策についてであります。

初めに、まちづくりについての質問を許可します。

13番 堅田君（登壇）

○13 番

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の発生から約9か月がたとうとしています。和歌山県内でも感染者が発生したことにより住民の暮らし、地域経済に深刻な影響を及ぼしており、特に観光の町、我が町白浜町の経済への打撃は大きく、危機的な状況にあることは周知の事実です。こうした中、経済団体並びに観光関係者の方々のご協力、そして町と議会が一体となって多岐にわたる議論を深め、特に海水浴場の開設や様々な感染予防対策を実施する様子は、大変力強く感じたところであり、一層成果も上げることができました。大変評価するところであります。本当にご苦労さまでした。厚く御礼申し上げます。今後も感染症予防対策の徹底、そして快適で安心・安全なまちづくりの実現に向け取り組まれるようお願い申し上げます。

それでは質問に入ります。1つ目に、これからの白浜町のまちづくりについてお伺いします。

全国的に人口が減少して高齢化が急速に進んでいくことは避けられないと何年も前から言われています。ここ白浜町においても、平成18年に白浜町と日置川町の合併により、人口が2万4,000人余りありましたが、現在では2万1,000人ほどとなり、3,000人減少しております。

白浜町としてのまちづくりは、基幹産業である観光に重点を置いて計画されたものと思われます。白浜町は自然豊かな景勝地、温泉、史跡や大型施設など国内外に誇れる観光スポットが多数あります。また、南紀白浜空港や高速道路の南進により、町内に2つのインターチェンジができるなど、首都圏や関西圏をはじめ、国内外より毎年多くの方々を訪れ、交流人口の増加を感じるころですが、今年は新型感染症感染拡大により政府の緊急事態宣言の発令をされるなど、人の移動が制限されることなどから、白浜町においても観光のみならず様々な方面に影響が出たことは言うまでもありません。

今年の白浜の夏は関係機関と連携し、白浜ガイドラインに沿って感染予防と経済を回すという難しい対応をしてきたところですが、感染症収束には、全国的にもまだまだ先の見通しのつかない状況であります。今後事態を的確に捉えながら対応していただきたいと思っています。

そこで質問ですが、白浜町だけではなく新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、町の経済にも大きく影響が出ている状況にありますが、将来を見据えた白浜町のまちづくり

のビジョンというか長期的で計画的な視点から目指す方向をどうお考えか、お尋ねします。

2つ目に、今までどおりの観光も必要ですが、その中に新しい情報の発信やニーズを的確に捉えて取り入れて時代の変化に対応することで世界に誇れる観光の最先端の町になってほしいと思っています。

国際世界観光機構では、持続可能な観光の定義が書かれております。

訪問客、業界、環境及び訪問客を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在及び将来の経済社会、環境への影響を十分に考慮する観光と書かれています。これを実現するためには、強力なリーダーシップが求められ、観光客のニーズに合った予防策や是正を絶え間なく続け、高い満足度を提供できるようにしていかなければならないとあります。

白浜町のまちづくりを考えると、観光ばかりでなく、安心・安全であるか、環境に配慮しているか、魅力的で時代の変化に対応しているか、そして何よりそこに住む人々に活気があり住みやすい町かなど、そういった点を踏まえ、白浜町が目指すべき町の将来像とその実現に向けた基本的な方針を示したのが「白浜町長期総合計画」であり、また将来の都市計画に関する基本的な方針をまとめたのが「白浜町都市計画マスタープラン」であると思います。

そこで、この白浜町都市計画マスタープランはどのようなものなのか、どういったところに重点を置いて策定されたのか、その経過も含めて説明を求めます。

3つ目、この白浜町都市計画マスタープランは「きらめく魅力都市 白浜 快適なくらしと上質なもてなしのまちづくり」を目標に掲げて計画され、上位計画である長期総合計画とともに将来像を掲げ、その実現に向けて取り組んできたことと思います。この白浜町都市計画マスタープランが策定されておよそ10年近くになりますが、内容の検証や見直しについてはいかがお考えでしょうか。白浜町都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の定めるところの都市計画に関する基本的な方針ですが、プランの中で、1つ目に土地利用に関する方針、2つ目に都市計画道路や都市公園など都市計画に関する方針、3つ目に市街地開発事業に関する方針の3つがあり、その中でも土地利用に関する計画について掘り下げていきたいと思っています。

土地利用に関する基本的な考え方は、少子高齢化と人口減少の中で、都市の拡大成長を前提としたまちづくりではなく、都市機能を集約したまちづくりとなるべきで、市街化地域と市街化調整区域との地域区分を定めず、都市計画区域や用途地域などによる適切な土地利用の規制誘導を推進することで、集約的都市構造として効率的な市街地の形成を目指し、周辺の市町と連携し、広域的な視点でのまちづくりに努めないといけないと思います。町としても、土地利用の動向などを踏まえながら産業の活性化、適切な住環境の形成とともに、周辺市町と連携し、都市機能を補完し合う広域的なネットワークの構築に努めるべきだと思います。

特に白浜町においては、他市町と違い、ホテルや旅館等の宿泊施設の立地促進、観光資源としての眺望や景観の保全など、観光の振興のために多様な土地利用の規制、誘導手法の適用による魅力ある土地利用の促進に当たらないといけないと思いますが、この土地利用に関する方針は用途地域や地区計画のことで、これらについて指定の経緯と現在の指定状況について、説明を求めます。

まちづくりを計画し、進めていく中で、土地利用の規制誘導を推進し、それにおいて産業の活性化、快適な住環境の整備、風致地区などの保護など魅力ある土地利用を促していかな

ければならないと思っております。

白浜町は自然豊かな山、川、海があり、それぞれ貴重で趣のある表情をしているところがたくさんあります。そういったところから、町内の事業所さんのみならず、県外の大きな資本もこの白浜町に注目しているところから、最近、白浜町において事業を始めようと考えているが、土地利用による規制があり、なかなか新規事業を展開できないとの話も聞きました。

今の白浜町の用途地域の指定は、効率的な市街地の形成などに貢献したことと思われませんが、現在の用途地域の指定は、一部改定はしているものの、元は昭和48年に用途地域の指定をされたもので、今の人口減少、社会経済情勢の変化に対応できず、土地の有効利用がなされない状況で、その結果、白浜町の発展の妨げになっているように思います。

国土交通省は、用途地域は地域における住居環境の保護または業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うものであることから、あるべき市街地像に対応した安定的な枠組みとして定められるべきものであるが、土地利用の動向、公共施設の整備状況の把握に努めるとともに、当該都市における都市計画上の課題に対応し、随時かつ的確な見直しを図られることが望ましいとされています。

例としましては、市町村マスタープラン変更に応じて計画的な土地利用の誘導を図る場合や、高齢社会にあって徒歩圏等の一定の地域内において病院、老人福祉センター等、都市生活を支える様々なサービス機能を担う施設の整備、または機能更新を誘導するため、当該サービス機能を提供すべき地区について、建築できる用途の範囲や建築物の密度等の見直しを図ることが適切な場合とあります。

白浜町都市計画マスタープランが策定されて約10年近く経過し、見直しにある時期の中、白浜町が将来「魅力的なまち」「輝きとやすらぎのまち白浜」となるよう、今まさに用途地域指定の見直しに着手するときであり、必要な時期ではないか。

以上、白浜町のまちづくりについて、質問します。

○議 長

堅田君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま堅田議員より、白浜町のまちづくりについてご質問をいただきました。

最初に、将来を見据えた白浜町のまちづくりのビジョンについてですが、本町では、各地域が持つ個性を伸ばし、かつ一体的なまちづくりを住民の参画と協働により取り組むといった趣旨により、中長期的な視点からまちづくりの方向性を示すための第2次白浜町長期総合計画を策定しております。また、町の将来像を「輝きとやすらぎと交流のまち白浜」とし、温かく触れ合いのあるまちづくりを基本に取組を進めているところであります。

まちづくりの考え方につきましては、将来ビジョンを掲げ、中長期的な展望を示すことが何より重要だと考えます。そのため、長期総合計画においては、そのような町のビジョンを示す役割があり、今後、進めていく施策の道しるべになるものだと考えています。

議員ご指摘の人口減少問題は大きな課題であります。当町におきましても、2060年には人口が現在の半数程度になるとの試算も出ており、人口減少問題を考えずに将来を見据えたまちづくりビジョンは示すことができないものだと考えています。

私は就任以来「白浜創生」「世界に誇れる観光リゾート白浜」の実現に向けてまちづくりを進めてまいりました。また、町民や観光客にとって「住んでよし、訪れてよしの白浜町」「オンリーワンの観光地」を目指す各種施策に取り組んでいます。まだ道半ばであります。今後も長期総合計画の方針に基づき、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○議 長

番外 建設課長 玉置君（登壇）

○番 外（建設課長）

おはようございます。

続きまして、白浜町都市計画マスタープラン策定の経緯についてご質問をいただいておりますが、白浜町都市計画マスタープランは平成4年の都市計画法の改正により規定された市町村が長期的な視野に立って定める市町村の都市計画に関する基本方針をまとめたものでございます。

白浜町では、平成18年3月1日に旧白浜町と旧日置川町の2町が合併し、新たな白浜町が誕生しました。その新町の都市づくりを進めるため、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、平成23年3月に土地の利用方法や道路、公園などの都市施設整備方針などを示し、町の将来像とその実現化方針を明らかにした白浜町都市計画マスタープランを策定してございます。

また、近畿自動車道紀勢線南紀白浜インターチェンジや日置川インターチェンジの開設、訪日外国人旅行者の増加など、町を取り巻く社会状況が変化したことから、平成29年3月にマスタープランの一部改正を行ってございます。

次に、白浜町マスタープランの内容の検証や見直しについてでございますが、白浜町都市計画マスタープランは、先ほどと重複しますが、平成23年3月の策定時においておおむね20年後の町の将来像を見据えながら、おおむね10年後の道路や公園、市街地などに関する取組方針を示したものとして策定されました。現在に至るまでの間、マスタープランに掲げられた方針に基づき、長期総合計画など上位計画や関連計画等との整合を図りながら、都市計画の取組を進めてきたところでございます。

マスタープランの見直しについては、平成29年3月に一部改正を行っておりますが、当初の策定から10年近く経過してございますので、社会情勢、状況の変化や総合計画などの上位計画との整合も図りながら、現在の白浜町の実情に即した計画になるよう見直しを行う必要があると考えてございます。

次に、白浜町の用途地域について、指定の経緯と現在の指定状況についてでございますが、用途地域は都市計画法の地域地区の1つで、用途区分の混在を防ぐことを目的に指定されております。住居、商業、工業などの市街地に大枠としての土地利用を定めるものでございます。

白浜町は緑豊かな山林丘陵地や美しい海岸線などの多くの豊かな自然環境を有しており、これらを生かした観光リゾート地として発展してまいりました。当町にとってかけがえのない観光資源と住環境を無秩序な乱開発から守る必要性があることから、昭和48年に白浜町都市計画区域において、用途地域の指定を行い、その後、現在に至るまで土地利用の変更や法改正に応じて何度か用途地域の指定、変更を行ってきたところでございます。

現在における白浜町の用途地域は、住居系5種類、商業系2種類、工業系1種類の合計8

種類を指定してございます。また、用途地域のほかにも、用途地域を補完する特別用途地区である娯楽レクリエーション地区、そして観光地区、高度地区、風致地区、地区計画を指定してございます。

最後に用途地域の見直しについてでございますが、用途地域につきましては、これまで貴重な自然や環境を守りながらまちづくりを進めてきた先人たちの思いや考えを基に決定されてございます。現在に至るまで土地利用の変化など必要に応じて適宜見直しを実施され、継続的、安定的な土地利用が行われてきたところであります。

用途地域の見直しにつきましては、環境の変化やニーズの変化に対応した快適な住環境の形成や、町の産業の活性化を図るための産業、商業用地の確保などに努め、見直しや新たな規制、手法の適用を的確に推進していく必要があるというふうに考えてございます。

議員より、今まさに用途地域の見直しが必要な時期ではないかとのご提言をいただきましたが、用途地域の見直しなどを含めた都市計画を進める上で必要となる、人口規模、土地や建物、交通利用現況などの基礎的な調査である都市計画基礎調査が県においておおむね5年に一度実施されており、その調査が昨年度に実施されたと報告がなされているところでございます。

都市計画法では、都市計画基礎調査の結果などを基に都市計画の変更の必要性を判断する旨が示されており、また、国の都市計画運用指針においても都市計画マスタープランの変更等に応じて用途地域の見直しを検討すべき旨も示されてございます。

このようなことから、白浜町都市計画マスタープランにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、見直しを行う方向で検討を行っているところでございますので、併せて用途地域の見直しの必要性についても検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

まちづくりにつきまして、答弁が終わりました。再質問を許可いたします。

13番 堅田君（登壇）

○13 番

用途地域についての再質問を行いたいと思います。

白浜町都市計画マスタープランは平成23年3月に策定され、平成29年3月に一部改定したとのことですが、全体の見直しについて今後行う方向で検討中とのことです。上位計画である第2次長期総合計画が平成30年に策定され2年が経過していますので、長期計画に沿って見直すことになると思いますが、見直しに際して都市計画マスタープランを見直す組織があるのか、またあるならどういったメンバー構成なのか、また定期的に協議されてきたのかを伺います。

次に、用途地域の指定は、先ほど紹介しましたように、昭和48年に用途指定され、当時の先人たちの自然や環境への思いからの指定であったということで、土地利用の変化により必要に応じて適宜見直しを実施されてきたということですが、適宜ということはその時その場に具合のいいようにということで、全体的なものではなく、部分的に見直しがされてきたということだと思います。

昭和48年というと、もう半世紀前となり、白浜町でも少子高齢化であったり人口分布、人口の構成も変化してきています。また、交通インフラも変化しており、用途地域指定の見直しをすべきだと考えます。用途地域の見直しとなれば、当局のみで見直すわけではなく、

これもまたどういったメンバーで構成され、なぜまた昭和48年から抜本的に見直しされてこなかったか、どういった手法で今後見直しが進められ、全体的な変更が完成するのかを伺います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

議員より、白浜町都市計画マスタープラン及び用途地域の見直しに伴う組織構成についてのご質問をいただきました。

まず白浜町都市計画マスタープランの見直しに伴う組織のメンバー構成についてでございますが、平成23年3月の白浜町都市計画マスタープランを策定したときの体制です。各種団体の代表者や学識経験者によって構成された策定委員会と庁内の関係各課職員で構成されます庁内検討部会が中心となり、また地域住民の代表により構成される地域別まちづくり会議や住民や観光客のアンケート調査によるご意見を取り入れて策定してございます。

これらは計画策定のために組織されたものでございますので、その後定期的に見直しの協議を行っているということではございませんが、都市計画に関する事項について調査審議する組織として、白浜町都市計画審議会がございます。その審議会は、学識経験者や白浜町議会議員、関係行政機関など、現在は8名の委員で構成されてございます。

平成23年の白浜町都市計画マスタープラン策定時及び平成29年の一部改定時には、その内容につきまして白浜町都市計画審議会より様々な提言をいただいております。今後の見直しに当たりましても、同様に進めていく予定でございます。

次に、用途地域の見直しに伴うメンバーについてでございますが、用途地域見直しを行うには、都市計画法の規定に基づき、都市計画を変更または決定させる手続が必要となります。それを審議する組織は、先ほどもご説明させていただきました現在8名の委員で構成されております都市計画審議会となります。

見直しにおける都市計画手続の手順を大まかに申し上げますと、まず見直しの対象区域を抽出し、その区域の調査、検討、県との協議の上、まず素案を作成して、その後、公聴会や住民の説明会の開催、案の公告、縦覧、都市計画審議会での審議を経まして、最終的に都市計画の決定となります。

また、なぜ昭和48年から今まで具体的な見直しがされてこなかったというご質問についてでございますが、用途地域の見直しは、昭和48年に指定後、昭和61年に地域全体にわたり見直しを行ってございます。その後、現在に至るまで必要に応じて何度か見直しを行っているんですけども、これらにつきましては部分的なものが多く、また、定期的に全体的な見直しを実施したということではございません。

用途地域などは長期的に目指すべき市街地像に対応した安定的枠組みとして定められるものであり、その見直しに当たっては過去の指定経緯等を踏まえ、慎重に行う必要があると考えますが、町としまして、現在の用途地域の見直しの必要性と今後の見直し方法について検討していく必要があると認識しているところでございます。

○議 長

再々質問があれば、これを許可します。

13番 堅田君（登壇）

○13 番

今回の質問の趣旨である、用途地域指定の見直しには、見直しの対象地域の抽出と調査検討、県との協議、公聴会や住民説明会、案の公告、縦覧、都市計画審議会での審議などと簡単ではないということが分かりました。指定の見直しが必要となり、実行されるまでには、長い時間と多くの調整が必要となることです。

しかしながら、白浜町に住む子どもたちが将来「魅力的なまち白浜」「輝きと安らぎのまち白浜」に帰ってきたい、住み続けていたいと思えるまちづくりを計画できるのは、私たちの責任だと思えます。そういった意味を含めて、今建設課長からは、用途地域の見直しの必要性と今後の見直しの方向について検討する必要があると認識しているとの答弁をいただきました。

用途地域の指定は、まさに白浜町が目指す将来のまちづくりの方向の意思を表していると思えます。人口減少、コロナ禍など日々白浜町を取り巻く状況が変化していく中で、その変化や新しいニーズに的確に対応し、町の魅力をさらに高めて発信し続けることで、世界に誇る「輝きとやすらぎと交流のまち白浜」となると考えておりますので、古い習慣にとらわれることなく、新しい視点でよりよいまちづくりがオール白浜でできるよう、用途地域の見直しについて最後に町長に考えを求めて、私の白浜町のまちづくりの質問を終わります。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

白浜町都市計画マスタープランは、これからのまちづくりの指針として目指すべき都市の将来像とその実現に向けた取組の方向性を示したものであります。用途地域は将来像の実現に向けた取組の方向性として、土地利用の基本となる制度でございます。

白浜町はいにしへの時代より温泉地として、また恵まれた自然環境により、関西屈指の海水浴場、熊野古道などの歴史的価値の高い史跡や世界でも類を見ないジャイアントパンダの飼育施設があり、国内、国外より多くの方々を訪れていただいております。これも我々の先人たちが貴重な自然や環境を守りながらまちづくりをしてきた賜物であり、我々はこれを後世に引き継ぐ義務があると考えております。

高速道路の開通などの交通網の整備や、今回のコロナ禍による生活様式の変化など、社会情勢の変化は著しく、白浜町を取り巻く環境は日々目まぐるしく変化をしています。古い考えや慣習にとらわれるのではなく、その環境の変化に対応し、新しいニーズ等を的確に捉え、守るべきは守り、変えるべきは変えることで、新たな町の魅力を創出することで、白浜町が持続的に発展し、より魅力あるわが町白浜になると考えております。

本日議員よりご質問いただきました都市計画マスタープランや用途地域等につきましては、まちづくりの基礎となるものでありますので、その現況についての検証を行い、的確な見直しを実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

以上で、まちづくりについての質問は終わりました。

次に、観光振興施策についての質問を許可します。

13番 堅田君(登壇)

○13 番

今年は新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、大部分の国の経済活動が深刻なダメージを負い、WHOはパンデミックを宣言しました。それにより、ロックダウンや入国制限、オリンピックの延期など、人類が経験したことのない事態に陥りました。日本でも店頭からトイレットペーパーやマスクの買占めにより、売切れ状態が続いたり、3密、ソーシャルディスタンス、ステイホーム、PCR検査、クラスターなど聞き慣れない言葉が私たちの日常にも飛び交うこととなりました。

観光を基幹産業とする白浜町においても、春休み、ゴールデンウィークと経済的に重要な時期に町から人が消えました。特にゴールデンウィークでは、白良浜への入場禁止、周辺駐車場の閉鎖などにより、今まで見たことのない白良浜となりました。

冷え切った白浜の経済を復活させるべく、経済団体や経済機関の協力により、様々な意見や考え方のある中、海水浴場の開設を7月23日に行いました。その開設から連日多くの海水浴客が白良浜海水浴場を埋め、あのゴールデンウィークは何だったのかと思うほどでした。

しかし、ここに至るまで、白良浜でのあらゆるイベントが中止になりました。砂まつり、トライアスロン、ビーチラグビー、ビーチアルティメット、そして例年2回の花火大会、熊野水軍埋蔵金探しほか、浜を利用したものだけでもこれだけあり、それ以外の会議やイベント、祭りなども中止という結果になっています。

そこで質問です。3月の地元紙には、3月の時点で5億円の経済損失があったとされていましたが、感染が始まってからこの8月までの経済状況をどう感じているのかをお尋ねします。

2つ目に、白浜町はコロナ感染拡大により、3月に1億3,800万円の経済対策を発表し、その中の旅行宿泊券の提供として、ネット予約を対象とした最大50%割引で、上限2万円、3,600万円規模の対策を打ち出しました。これはコロナ感染症の収束を見据えて計画され、7月15日より県内在住者に限りネット予約が始まり、8月からは国の外出自粛の段階的緩和の目安に沿って、県内から全国へと広げました。この経済対策の名前も「ふたたび みたび南紀白浜」として、配布してきたところですが、8月時点でのその人気といえますか、売行きはいかがなものか、伺います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響はスポーツ合宿の受入れにも影響が出ていると思いますが、平成30年の実績によりますと、1年間で1万3,000人がこのスポーツ合宿補助金を利用していました。その年の4月から8月の実績を見てみますと、宿泊延べ人数は7,360人でこの時点で年間の半分以上の利用があったこととなります。このスポーツ合宿事業補助金も今年度は1,000万円を予算に上げており、多くのスポーツ合宿、MICE、スポーツ大会の開催でお客様が白浜町にお越しになり、観光振興や地域振興の発展に寄与すると計画してきたところです。

そこで分かる範囲でいいので、今年の現時点でのスポーツ合宿補助金の利用実績と今後の予約状況を伺います。

次に、南紀白浜観光局と白浜観光協会の一体化についてお尋ねします。

南紀白浜観光局が設立されたのが、平成30年4月のことで2年と5か月がたちました。ちょうど2年前の9月議会の一般質問で、私は観光局の組織や運営、事業などについて伺いました。内容的には白浜観光協会と類似した事業もあることから、すみ分けなどについて答弁を求めたところです。事業内容も重要ですが、運営するに当たって補助金に頼らない独立

採算できること、利益を上げることの難しさもあるということでした。これについては理事さんや旅行エージェントとも協力しながら、1円でも多く収入を頂けるよう頑張っていくとの答弁でしたが、その後はどうなりましたか、伺います。

次に、南紀白浜観光局は加速化交付金を受け、その後地方推進交付金を平成31年まで予算の2分の1を交付されてきましたが、今年度からはそれも終わり、白浜町の補助金のみの運営となっております。その補助金額は4,100万円です。それと白浜観光協会の補助金4530万円、観光振興等特別宣伝補助金が1,300万円の合計が9,930万円です。

多額で増加した観光補助金について、観光局と観光協会の一歩化の話が以前から出ておりますが、一歩化に向けた検討委員会が2週間に一度程度開催され、協議されていると、過去に答弁がありました。また、今年の予算審査特別委員会では、副町長が、来年の1月ぐらいには方向が決まって、令和3年4月1日から一歩化という組織でやっていきたいとの答弁がありました。

今、コロナ感染症拡大の状況において委員会が定期的に開かれ、十分な協議がコロナ感染予防対策をしながらいかに進められているのか、新年度の4月に一歩化できなければまた1億円近い補助金が必要となるでしょう。一歩化しても単純に町からの補助金が半分の5,000万円に済むとは思っていません。それぞれの組織には会員さん、事務員さん、今までの慣例、財産等など簡単に調整できるものではないと思います。

現在、予定の計画に向かって進捗状況はどうかを伺って、白浜町の観光施策の質問といたします。

○議 長

堅田君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま堅田議員より、白浜町の観光施策についてご質問をいただきました。

まず1点目の新型コロナウイルス感染症による町への影響についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、国全体が深刻なダメージを負いました。町内でも宿泊のキャンセルや大型観光施設の休園、休館がございました。こうした危機的状況を踏まえ、町としてもスピード感を持って次々と緊急経済対策を打ち出してきたところであります。

また、町内で感染者が出ないように、町民や観光客の皆様お一人お一人への感染防止対策の徹底、経済団体の各施設における衛生管理の徹底などを行いました。今後も新型コロナウイルス感染症が完全に終息するまで、引き続きご協力をお願いしていかねばならないと考えております。

白浜温泉旅館協同組合からの宿泊者数の統計報告によりますと、宿泊者は今年2月から徐々に減少し始め、対前年度比で見ますと、3月は33.8%、4月は8.9%、5月はかなり厳しい数字で3.3%まで落ち込みました。その後、7月は48.2%、8月は70.6%と徐々に持ち直してきたものの、まだまだ厳しい状況に変わりはありません。

本来であれば、多くの観光客が大型観光施設や海水浴場などへお越しいただくことにより、宿泊施設や飲食店などの消費が増え、経済的効果が現れてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による町全体としての経済損失につきましては、白浜

温泉旅館協同組合に加盟、営業しております23施設の1月から8月までの宿泊者数は、前年の71万7,505人に対し、今年は32万5,292人で、対前年度比45.3%となっております。このように白浜温泉旅館協同組合の宿泊者数だけを見ましても、非常に大きな経済損失であったと認識しております。

全国的にも新型コロナウイルス感染症が収束していない状況の中、まずは感染拡大の防止を図るための徹底した対策を講じていくことが必要です。今後もイベント等の中止など、地域経済に対する影響もございますが、県や近隣市町、関係団体等と引き続き連携し、全力で対応してまいります。

そのほかのご質問につきましては、担当課長より答弁申し上げます。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君（登壇）

○番 外（観光課長）

それでは、2点目以降のご質問につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

まずプレミアム旅行券等販売促進事業につきまして、答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国内の観光産業、地域経済が危機的な状況の中、町では第1弾から第5弾にわたり、緊急経済対策の補正予算を提案し、これまで取組を進めてまいりました。

特にプレミアム旅行券等販売事業につきましては、早い段階から南紀白浜観光局と準備を進め、途中、緊急事態宣言等の影響により販売の延期を余儀なくされましたが、「ふたたび みたび南紀白浜」キャンペーンと題して、旅行代金の割引クーポンを配布し、7月15日からは県内限定の販売、8月は全国販売に展開してきたところでございます。

キャンペーンの概要といたしましては、インターネットでの予約販売とし、割引クーポンも2,000円から2万円までの6段階の価格を設定し、南紀白浜観光局と町とで協議しながら月別に宿泊原資を配分してまいりました。販売状況につきましては、8月21日の段階の数字でございますが、7月分は設定枚数156枚に対し約81%の利用があり、取扱額としましては約626万円、8月分は設定枚数555枚に対し約85%の利用があり、取扱額としましては約1,972万円ございました。8月分を居住地別で見ますと、大阪府が約35%、和歌山県が約10%、兵庫県が約9%、奈良県が約8%となっており、近距離での旅行が多いという結果となりました。

このように、利用枚数、取扱額を見ましても、大変好評であったと捉えているところでございます。

町内経済や観光客の回復にはまだまだ時間がかかると思われませんが、引き続き町の経済対策や秋冬に向けた観光振興策等の取組を国や県、関係団体等と連携しながら進めてまいりたいと考えてございます。

次に、スポーツ合宿等誘致事業費補助金の現時点での利用実績及び今後の予約状況について答弁申し上げます。

今年度のスポーツ合宿等の受入れに関しましては、やはり新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、8月末までの集計ではスポーツ合宿1件、宿泊延べ人数120人、補助金額12万円、MICE2件、宿泊延べ人数291人、補助金額25万9,000円で、合計3件、宿泊延べ人数411人、補助金額37万9,000円となっております。

堅田議員のご質問の中では、平成30年度の実績をおっしゃっていましたが、直近である令和元年度の実績と比較をいたしますと、4月から8月までのスポーツ合宿、MICE、スポーツ大会の合計は、件数83件、宿泊延べ人数が9,315人、補助金額が851万6,000円でしたので、約96%の大幅ダウンとなっております。

また、今後の予約状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で9月以降、既に6件のキャンセルがございますが、現時点での予約件数は、スポーツ合宿が8件となっております。

町といたしましては、新型コロナウイルス感染防止対策に引き続き取り組みながら、スポーツ合宿、MICE、スポーツ大会での多くのお客さんを白浜町へ取り戻し、観光振興、地域振興の発展に取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、南紀白浜観光局の収益事業について答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、補助金に頼らない独立採算の取れる組織として運営できるようになれば大変すばらしいと思います。収益事業につきましては、南紀白浜観光局では、一昨年ブルーインパルス展示飛行のイベントで行った有料観覧席の販売や、昨年はまち歩きマップ、グッズ商品の販売、受託事業など、商品に付加価値をつけて販売を行っております。また白浜観光協会では、昨年2回の花火大会において有料観覧席の販売や夏の白良浜海水浴場でのパラソルや浮き輪の貸出しなど、収益事業に取り組んでいるところでございます。

販売企画や利益を上げることの難しさなど、課題はまだ多くございますが、関係団体とも協議しながら白浜町へお越しいただく多くの観光客の皆様を買っていただける商品の企画や開発に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、南紀白浜観光局と白浜観光協会の統合の進捗状況について答弁申し上げます。

南紀白浜観光局と白浜観光協会の統合につきましては、これまでの協議を引き継ぐ形で本年度より統合協議会を設置し、また6月より新たに統合協議拡大委員会を設置いたしました。

まず、統合協議会では、現在、新団体での事務局体制、職員の給与及び事務分掌を中心に協議を進めており、今後、これらに加えまして、新団体での令和3年度事業計画案及び予算案を協議していくこととなります。

また、統合協議拡大委員会では、新団体の事業内容、会員、理事、部会の役割や団体としての合意形成の考え方など、組織体制について協議を進めているところでございます。こうした項目は、新団体の根幹をなす内容であり、別に協議する必要があると判断し、当該委員会を設置いたしました。

このように、南紀白浜観光局と白浜観光協会との組織統合に係る協議につきましては、令和3年4月の統合に向け、南紀白浜観光局と白浜観光協会、そこに町が加わり、毎週のように統合協議会もしくは統合協議拡大委員会を開催し、協議を重ねているところであり、双方にとっての課題等の抽出や課題解決に向けての話し合いを進めているところでございます。

町といたしましても、南紀白浜観光局と白浜観光協会の組織が一本化され、発展しながらさらなる観光振興につながるよう、取組を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長 長

答弁に対して、再質問があれば、これを許可します。

13番 堅田君（登壇）

○13 番

先ほどの答弁の中で、7月15日より「ふたたび みたび南紀白浜」のネット予約の割引クーポンの配布が予定どおりの配布状況ということで、経済対策がうまくいっていることだと思いますが、一方では、スポーツ合宿については前年比96%減、コロナの影響がはつきり出ているんじゃないかと思います。政府のG o T oトラベルキャンペーンが実施されて、その宿泊費用の補助もある中で、「ふたたび みたび南紀白浜」は好調なのに、スポーツ合宿の利用は96%減、これは一体どういうことだと当局側としては理解しているのか、答弁を求めます。

そしてもう1点、南紀白浜観光局と白浜観光協会の統合についてですが、6月から統合協議拡大委員会が設置され、毎週のように協議を進めているとのことですが、歴史ある観光協会とできて間もない観光局では、会員の在り方や事務局の体制、独立採算の取れる収益事業など調整に時間がかかると思います。

来年の4月には統合するかどうかには、時間がなく、もしできないとなればそれぞれに来年度も補助金が必要となります。課長の答弁の中では、一本化に向けて取り組んでまいりたいとありましたが、期限があるので諸問題は残るのかもしれませんが、まずは一本化して、その後に問題を解決していくしかないと考えます。

南紀白浜観光局の理事長である副町長がいらっしゃいますので、最後に来年4月への一本化へ向けて進んでいると考えてよろしいのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のスポーツ合宿等の大幅な落ち込み関しましては、その利用者の大半が学生であることから、新型コロナウイルス感染症の影響により学校やクラブ、サークル等の活動に制限があり、合宿旅行等そのものが控えられているのではないかと推測されるところでございます。

スポーツ合宿以外の一般的な宿泊に関しましては、家族旅行であったり友達同士、個人旅行など国が実施しているG o T oトラベルキャンペーンや和歌山県の「蘇りの地、わかやまキャンペーン わかやまフレッシュプラン」によりコロナ禍ではありますが、旅行需要が喚起され、宿泊者数の増加に結びついているのではないかと考えているところでございます。

○議 長

番外 副町長 林君（登壇）

○番 外（副町長）

白浜観光協会と南紀白浜観光局の統合について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、事務局体制や会員の在り方、組織体制における合意形成の仕組みなど、調整の必要な項目が多岐にわたります。それらについて現会員にご理解いただかなければならないことを考えると、確かに時間を要しますが、今のところ統合のスケジュールに変更はなく、予定どおり今まで以上に推進力のある観光団体として来年度当初から新たに始動できるよう、しっかりと協議を進めてまいります。

○議 長

答弁に対して、再々質問があれば、これを許可します。

13番 堅田君（登壇）

○13 番

今はウィズコロナ、アフターコロナと言われていますが、これからの観光は今までのような観光行動ではなくなると考えています。白浜町もポストコロナに向けて新しい観光戦略を立てられるよう提言して、私の一般質問を終わります。

○議 長

観光振興施策についての質問を、終わります。

以上をもって、堅田君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 48 分 再開 10 時 57 分）

○議 長

再開します。

12番長野君の一般質問を許可します。

長野君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は60分です。質問事項は、1つとして、鳥獣害対策について、2つとして、避難所運営についてであります。

はじめに、鳥獣害対策についての質問を許可します。

12番 長野君（登壇）

○12 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

まず、初めに質問事項1、鳥獣害対策についてお伺いいたします。

近年、シカやイノシシ、サル等の野生鳥獣による農林漁業被害が全国各地で深刻化しております。その被害範囲は中山間地域に限らず、平野部や一部の市街地にまで及んでおり、今や鳥獣被害は農村部に限らず全国的に問題となっております。本町の被害額を鳥獣別にお伺いいたします。イノシシ、サル、シカの3年間の被害額を年度別で答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

長野議員から、鳥獣害対策についてご質問をいただきました。

本町における有害鳥獣による被害は、シカ、イノシシ、サルが中心となっております。被害金額はシカによるものが最も多く、次いでイノシシ、サルの順となっておりますが、ご質問いただきました鳥獣別の被害金額や捕獲件数は後ほど担当課長から答弁させていただきます。

有害鳥獣駆除の取組につきましては、野生鳥獣が農林水産物に被害を与え、捕獲以外の防除対策を実施しても被害を効果的に防止できない場合として、町から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可を出し、猟友会の会員の方々に従事いただいております。

有害鳥獣による被害を軽減させ、白浜町鳥獣被害防止計画を達成するには、狩猟者の育成や確保が不可欠ですので、今後も引き続き猟友会や農業者の方々と連携し、農作物の被害軽

減に取り組んでまいります。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

本町の野生鳥獣による農作物の被害額についてでございますが、まずイノシシは平成29年度117万1,000円、平成30年度73万8,000円、令和元年度81万円、サルについては平成29年度87万円、平成30年度47万円、令和元年度31万円、シカについては平成29年度93万7,000円、平成30年度163万1,000円、令和元年度156万円でございます。これらは農家からの報告や猟友会からの聞き取り、現地調査等によるものの積み上げですので、実際はこれよりはるかに大きな被害が生じているものと認識してございます。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

次に、2点目、有害鳥獣駆除で捕獲されたイノシシ、サル、シカ、3年間の捕獲数は年度別でお伺いたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

有害鳥獣駆除で捕獲された捕獲数でございますが、イノシシは平成29年度475頭、平成30年度242頭、令和元年度261頭、サルにつきましては平成29年度35頭、平成30年度57頭、令和元年度36頭、シカについては平成29年度1,305頭、平成30年度1,143頭、令和元年度1,112頭でございます。イノシシ、シカについては減少傾向となっております。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

若干減っているということでございます。

それでは、3番目、それぞれの地域の猟友会も大変高齢化しておると思いますが、現在の猟友会の会員数とこれまでの推移について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

猟友会の会員数は、ここ数年は70後半での横ばい傾向にありましたが、昨年からは病気やお亡くなりになられたりしまして、現在は白浜分会37名、日置分会34名、合計71名となっております。

会員の平均年齢は63.49歳で、70代がやはり一番多く29名なのですが、20代1名、30代6名、40代9名、50代5名と、若い世代の方々も最近増えてきてございます。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

次に4点目、若い世代も増えているとのことですが、有害鳥獣駆除の今後の対策と後継者対策について、町長にお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

有害鳥獣駆除の対策としましては、狩猟登録者を増やし、捕獲体制を整えることが何より重要であることは言うまでもありません。これまで行ってきた町広報による呼びかけはもちろん、農家自身による捕獲を進めることも大きな効果につながる取組であると思います。被害届をいただいた農家の方々や新規就農者への狩猟免許の取得を推進していきたいと考えております。

本年2月には、老朽化した田辺市の紀南射撃場が整備され、研修施設も整いました。この整備には当町から負担金を支出していますが、これらの施設の効果も期待しながら、引き続き狩猟免許取得支援事業を活用し、狩猟免許取得者の増加や猟友会の会員確保に努めるとともに、猟友会の力をお借りしながら新規免許取得者の指導、育成にも努めてまいりますので、議員にも引き続きご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 長野君(登壇)

○12 番

鳥獣害対策は継続していくことが、大変重要であると思います。今後も捕獲、防護対策、狩猟者の育成に加え、集落に寄せつけない環境対策など、地域ぐるみによる被害対策として取り組むことが大変重要であると思います。

これで、鳥獣害対策についての質問を終わります。

○議 長

以上で、鳥獣害対策についての質問は終わりました。

次に、避難所運営についての質問を許可します。

12番 長野君(登壇)

○12 番

続きまして、質問事項の2、避難所運営についてお伺いいたします。

その1点目、町の開設する避難所は21か所であると思いますが、私の地元椿地区では、椿小学校と椿園が避難場所になっていますが、今まで8年間で避難された方は何名なのか、年度別で答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外(総務課長)

おはようございます。ただいま議員より、8年間の椿小学校、椿園への避難人数についてご質問をいただきました。

平成23年からの数字を申し上げさせていただきたいと思います。この年は白浜町にも大きな爪痕を残した台風12号の上陸もあり、町内21か所で446世帯、1,076人の避難者を受け入れているところです。椿小学校においては9世帯24人、椿園は15世帯24

人となっています。

平成24年度、平成25年度はどちらも避難者はありませんでした。

平成26年度は椿園に7世帯14人、平成27年度は椿小学校に5世帯11人、平成28年度はなく、平成29年度は椿小学校に1世帯5人、平成30年度は椿園に12世帯16人、令和元年度は椿園に2世帯3人となっています。

以上です。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

続きまして2点目、椿小学校へ避難される方が少ないと思います。なぜ少ないのか。その原因は避難所まで行く県道が朝来川の氾濫で通れなくなり、大変危険になるからであります。数年前に避難している人、職員が氾濫で帰れない事象があったと思いますが、このことについてどのような話合いをしているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘のとおり、平成26年度に朝来川の増水により道路が冠水し、椿小学校から職員が帰ることができないということがありました。このときについて対策について、話合いはできていない状況であります。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

続きまして3点目、先ほどの答弁に、帰れないこともありますが、対策については話合いができていない状況とのことですが、避難場所等を開設したとき気づいた点や問題点の話合いの場を設けているのか、いないのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

避難所等を開設した後の問題点については、場を設けてまでの話合いということはありませんが、資機材の不足や避難者からのご意見などは、避難所に配置された職員、施設管理者、区長さん等から情報をいただき、早期に解決できるものについてはその都度対応をするように努めています。

今後も問題点については避難所の開設を担当する各部署より報告を受けるとともに、情報の共有と解決を図っていきたいと考えています。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

再質問させていただきます。避難所等を開設した後の問題点の場を設けて話合いを行うまでは至っていませんとのことですが、職員が帰れない、避難した人が帰れない事象があったことを知りながら対策についての話合いができていないとは、大変驚きであります。

報・連・相という言葉がございます。報告、連絡、相談であります。小さな問題点、課題点があれば、その都度検証しなければならないと思いますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番外（総務課長）

議員ご指摘のとおり、災害、台風一過と言おうか、過ぎて大きな被害がなければそのままということではなく、避難所を開設するに当たっては、その後、議員からご指摘いただいているようなことはきちんと協議の場を持つ、また、避難所に行った職員等と危機管理室が連携して情報を共有するという事は本当に大事だと思います。

昨今、たくさんの災害、特に当地域では大きな台風も襲来しておりますので、今議員からご指摘いただいたことは肝に銘じて今後きちんと課題解決に取り組を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひします。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12番

ぜひとも課題解決等々で話し合いの場を設けていただくことを希望いたします。

続きまして、4点目、椿小学校体育館の避難場所を今後見直す考えはないのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番外（総務課長）

椿小学校においては、体育館という大きな施設は、大規模災害においては有効と考えています。ただし、近年の避難者数の減少と先ほども答弁させていただきましたが、避難環境の問題から、現在は椿小学校体育館から校舎内の職員室に変更し、避難時の環境は向上していると考えています。

町が開設する避難所の見直しについては、地元自治会のご意見もいただき、避難所の変更や災害種別による指定等を協議していきたいと考えております。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12番

避難環境の問題から、椿小学校体育館から校舎内の職員室に変更し、避難環境は向上しているとのことではありますが、私は避難場所の環境を伺っているのではなく、避難場所へ行く県道が朝来川の氾濫で道路が冠水し、通れなくなり、大変危険なので、今後見直す考えはないのかと質問をしているのですが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番外（総務課長）

ご指摘のとおり、災害規模等によって、朝来川が平成26年、過去にも増水し、冠水したという状況がありますので、椿地区の場合は、先ほども申し上げたとおり、椿小学校と椿園の2つの避難所があります。時によっては今議員がご指摘の椿小学校のほうに行けないとい

うことも十分考えられますので、その時と場合によって避難所を使い分けたいと。今後、大きな災害が来たときには、台風だけの災害とは限りませんので、椿小学校も現在のところは避難所として位置づけて、臨機応変な対応を考えていきたいと思っていますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

臨機応変に対応し、災害種別による指定等を協議していきたいとのことでありますが、早急に協議をしていただきたい。

その理由として、近年、地球温暖化に伴う気象現象の極端化により、今後、災害が多発されることが強く懸念されます。これまで大丈夫だったことが今後も大丈夫であるという保障はないと思います。災害リスクの高い地域に居住している住民の啓発はもちろんのことであります。

繰り返される災害を断ち切るためには、これまでの常識にとらわれない取組が不可欠であると思いますので、避難場所については災害種別による指定等、早急に協議していただければと思います。

続きまして、5点目、コロナ禍対応の避難所運営について、お伺いいたします。

新型コロナ対策を徹底すれば、人の間隔を1メートルから2メートル空ければ避難所の収容人数が減少するのは明らかであります。これに対処するために、避難所を増やす一方で、避難所に避難する人数を減らす取組が必要であると思うが、避難所の指定を増やす対策の検討がなされているのか、答弁を求めます。

また、避難所以外への避難の取組について、併せて答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

長野議員より、コロナ禍対応の避難所の取組についてご質問をいただきました。

避難所内で新型コロナ対策としてソーシャルディスタンスを取ることで、避難所の収容人数が約3分の1から4分の1まで減少すると考えます。

6月にもご質問をいただきましたが、民間施設等の使用をした避難所増加対策については、現状進んでいない状況ですので、町有施設等で対応したいと考えています。

避難所の収容人数の減少対策としましては、6月の広報や町のホームページに、住民の方々には一般避難所以外、例えば親戚や友人宅等を頼る分散避難をお願いしているところです。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

続きまして6点目、避難所運営での課題について、お伺いいたします。

7月に感染症予防観点を踏まえた避難所運営の訓練をされていましたが、避難所での新型コロナ対策の影響は職員体制にも及ぶものではないかと思えます。避難所開設の事前準備、避難所開設に要する時間は今まで以上に増えると思えますが、必要な職員体制の配置について、答弁を求めます。

○議 長
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

避難所運営における職員の体制についてご質問をいただきました。

避難所では、密閉・密集・密接が重なりやすく、避難者だけでなく職員においても感染リスクが高まりますので、避難所に配置する職員の感染予防の備品と避難所の衛生管理を意識していただくため、ご指摘のあったように運営訓練を行ったところであります。

議員がご指摘のとおり、避難所開設には、普段に比べ時間を要するため、避難情報の発令時間から逆算し、早めの開設準備の判断を必要と考えています。また配置する職員については、各部署で交代を含め、配置する職員、人数を調整しているところです。各避難所には1人から2人程度が現状であります。業務と準備するものが増えるため、開設時の増員の要請を考えているところです。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策として、隔離スペースの確保が可能な白浜町中央公民館、農業研修会館、清掃センター、日置川拠点公民館の計4か所を指定し、保健師の巡回派遣を調整しています。

○議 長
1 2 番 長野君（登壇）

○1 2 番

配置する職員については、各部署で交代を含め人数を調整、また、業務と準備するものが増えるため、開設時、増員の要請とのことではあります。現時点でどのような調整をされているのか、答弁を求めます。

○議 長
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

現時点ですぐに今のところどうのこうのというので協議はできていないというのが現状ですが、この間のように台風という災害であれば、数日前から進路も含んで白浜町が台風の関係で避難所を開設するということがおおむね事前に分かるということがありますので、その時点で、きちんと各部署の職員のほうに増員なり逆算した準備ということは心がけるように、取組は考えているところです。

○議 長
1 2 番 長野君（登壇）

○1 2 番

早急に、今気象状況はテレビ等でも天気予報で事前に台風等の災害が分かりますので、そうしたことを踏まえて事前に準備等をしていただければと思います。

次に、隔離スペースの確保可能な白浜中央公民館、農業研修会館、清掃センター、日置川拠点公民館の4か所を指定とのことではあります。4か所すべて耐震が確保されている施設なのか、答弁を求めます。

○議 長
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

この4つの施設について耐震ができているかどうかということで、今すぐに答弁はできないところもありますので、調べて答弁のほうはさせていただきたいと思っています。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

ちょっと重要なことなので、すぐ分かると思います。

○議 長

答えられる範囲で。詳細はもし間違えた答弁をされると困るので、今の分かる範囲で。

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

白浜中央公民館と清掃センターは耐震のほうは大丈夫ということで、農業研修会館、日置川拠点公民館については耐震化ができておりません。申し訳ございません、農業研修会館は耐震をしていないということになります。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

やはり、この4か所の指定というところであって、水害とかだけではないんですよ。地震もあろうかと思しますので、そうしたことも考えていただいて、じっくり、しっかりと避難所の4か所については考えていただきたいと思います。

9月8日のマスコミ報道によりますと、過去、最強クラスと予想された台風10号に備え、九州では一時約20万人が避難所に身を寄せたそうであります。一方で、新型コロナウイルス対策で定員を制限した避難所では、定員超過や避難先を変更せざるを得ない事態となるなど、混乱も起きたとのことであります。福岡県久留米市は、今回、避難所の数を50から63か所に増やし、検温などを担当する受付職員を2倍以上に増やしたそうであります。

コロナが終息しない中、7月の訓練を生かし、課題、問題点があれば、早急に検証することが大変重要であり、今後、実効性を高める訓練を実施することが望ましいと思います。

続きまして、避難とは難を避ける行動のことであります。避難所に行くことだけが避難ではありません。コロナ禍であろうとなかろうと、風水害時の避難については、基本的な考えは何も変わらないと思います。コロナ禍で災害時の避難に関心が高まっている今だからこそ、改めて住民一人ひとりに災害時の避難について考えていただき、対策を推進する行政自身も災害時の避難の在り方を再認識する必要があると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員のおっしゃるとおり、避難は難を避ける行動のことであり、自宅が安全であれば避難所に行くことがリスクかもしれませんが、災害の危険がある地域で逃げ遅れるようなことがあってはなりません。事前にハザードマップ等を活用し、身の回りの災害リスクを把握していただくことも重要であります。

新型コロナウイルス感染症は今なお感染拡大を見せており、白浜町としても各課において

対応に苦慮しているところでもあります。避難所を開設する立場としては、避難所での感染予防対策、感染者が出たときの対応など、考えられる対策をあらかじめ講じておかなければならないと考えています。避難所においても、新型コロナウイルスの対策として、非接触型の体温計や配置職員用のフェイスシールド、ガウンの購入、消毒、清掃用として次亜塩素酸水生成器を導入し、配付しているところでもあります。

また、隔離施設のある中央公民館、農業研修会館、清掃センター、日置川拠点公民館の4施設に優先して間仕切り資材を購入致しました。今後も、町が開設する避難所すべてに敷マットや間仕切り資材の追加購入を予定しており、備蓄品の拡充等に取り組んでいるところでもあります。

引き続き、感染症対策、災害時の避難対策について、町の広報やホームページ等で啓発、周知に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

自宅が浸水する可能性のない場所、土砂災害の危険がない場所、マンションの上層階の場合には在宅避難ということも重要であります。まずはハザードマップ、防災マップ等で自分の家の安全性を確認して、自宅以外に避難すべきかどうかを検討し、その上で自分の家が危険な場所にあるならば、より安全な場所に早めに避難することが重要であろうかと思えます。新型コロナウイルスの感染リスクに関わらず、いざというときにどう行動すべきか、一人ひとりがあらかじめ考えておくのが大変大事なことだと思います。

毎年のように発生する激甚水害、今年はそれに加えて新型コロナウイルス対策も求められます。今回の台風は進路や規模がある程度予想できる台風であったが、九州豪雨の原因となった線状降水帯のように急速に発達して予測が難しい場合もあります。

ハザードマップで自分の住む地域の危険度を確認し、避難情報に注意を払う、日頃からこうした防災の基本を徹底するため、また命を守るためには迅速な避難行動を習慣づけることが非常に大切なことだと思います。

このことを申し述べさせていただき、私の質問を終わります。

○議 長

避難所運営についての質問は終わりました。

以上をもって、長野君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11時29分 再開 12時58分）

○議 長

再開します。

教育委員会、榎本教育次長が午後から欠席でございますので、城戸教育次長補佐の出席を許可しています。

南議会運営委員長から報告を願います。

6番 議会運営委員長 南君（登壇）

○6 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日は、私、南まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

次に、本日までに提出のあった要請書の取扱いについては、議会運営委員会で協議の結果、配布にとどめるということになりましたので、お手元に配布しています。

本日、散会後に議員懇談会を開催しますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、報告を終わります。

○議 長

委員長報告が終わりました。ご了承のほどお願いします。

引き続き、一般質問を行います。

14番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は60分です。質問事項は、1つとして、町の行政課題について、2つとして、新たな企業誘致とテレワークの推進についてであります。

はじめに、町の諸課題についての質問を許可します。

14番 水上君（登壇）

○14 番

それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず最初に、町の行政課題についてですが、町内の幼稚園保育園の中で、耐震基準に満たない園舎は昭和49年に建設された湯崎保育園のみで、老朽化が進み、大変心配である。これまでに床や外壁のひずみ、ひび割れや雨漏れをバケツで受けて、その中で卒園式や入園式をしたこともありましたが、補修された箇所もありますが、今後予想されている東海・東南海・南海地震の発生がいつ起こるとも限らない中で、何年も町の考え方、また対処を求めてきました。やっと今年度建設予算が計上されましたが、入札不落だったと報告を受けました。

建設予定時期が遅れるのか、保育環境の整備については、園児の安心・安全のために早急な判断と対応を求めます。

現在の進捗と今後の考え方はいかがでしょうか。お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま水上議員より、湯崎保育園の建設に関するご質問をいただきました。

湯崎保育園に関しましては、議員からもございましたように、現園舎は昭和49年に建築され、既に46年が経過していることから、近年では建物自体の老朽化が目立つようになり、設備関係を中心に修繕を重ねている状況にあります。特に、保育室の床や窓枠のゆがみなど不具合箇所が見られることに対しましては、過去の一般質問におきましてもご指摘をいただき、必要に応じ修繕を行うなど、保育環境の場として支障をきたさないよう対応してきたところでございます。

町といたしましては、地域での安心・安全な保育環境の確保、また、子育て世代への支援は大きな行政課題として捉え、湯崎保育園の将来的な方向性を検討した結果、現有地である旧県立白浜なぎさホーム跡地を県から無償貸与させていただき、新園舎建築について本年度

当初予算に建築工事費を計上し、入札を執行いたしました。しかしながら、先ほど議員からございましたように、入札が不調に終わったということでございます。

その後、建設予定地に隣接する住民の方から、工事に対する要望もございまして、その対応を含め、調整を行っているところでありますが、一定の整理ができましたら、改めて議員の皆様にご報告申し上げたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

数年前から、保護者の声は、町は実際危機感を持っているのか、白浜町は本当に考えてくれているのか、子どもたちの安心・安全のため本当にやる気はあるのかと、いまだ変わらず聞こえてきます。園児たちと保育士を守る命の問題です。管理責任を問われていることを伝えて、進捗を期待し、この質問を終わります。

○議 長

以上で、町の行政課題についての質問は終わりました。

次に、新たな企業誘致とテレワークの推進についての質問を許可します。

14番 水上君（登壇）

○14 番

次に、新たな企業誘致とテレワークの推進について、お尋ねします。

まず白浜町のITオフィス2棟と民間事業者が11月に開所する第3ITオフィスの報告を受けていますが、ほかの企業誘致に向けた現状と、これまでの企業誘致促進条例に沿った実績、また事業を停止されたケースなどはあったのか、事業所の定着率はどうだったのか、お尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま水上議員より、新たな企業誘致とテレワークの推進についてご質問をいただきました。

議員ご承知のように、当町ではITオフィスを中心とした情報関連企業の誘致に力を入れており、第1オフィス、第2オフィスの両施設で10社の企業が入居、現在は満室状況となっています。また、現在民間事業者において第3オフィスとなる「アンカー」の整備も進められており、1社入居企業が決定しているところであります。

ご質問の企業誘致に向けた現状や実績等につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

当町では、白浜町企業誘致促進条例に基づき、町内に事業所を新設、増設または移設する事業者に対して優遇措置を講ずることにより、企業誘致を促進しているところであります。対象事業所は、宿泊施設、文化・体験施設、試験研究施設、地域産業の高度化施設、製造施

設を対象としており、現在まで累計18件の企業を承認したところであります。そのうち承認取消しが3件、事業廃止が2件となっています。また、昨年度については宿泊施設2件、本年度が製造施設1件を新たに承認したところであります。

事業所の定着率は約70%となっています。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

事業着手、その前の取消しの理由は何でしょう。3件ともに開業までに至らなかったのか、また事業廃止2件の補助金返還の町への戻し入れはどう処理されるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

承認取消しの3件につきましては、事業着手に至らなかった事業や正社員を3人雇用できなかったため承認取消しを行ったものであります。

また事業廃止となりました2件の取扱いについては、単年度ごとの交付申請に基づき審査し、交付決定をしているものであり、不正行為を除き各年度で交付した助成金の返還は求めています。なお、廃止年度以降の助成金の支給も行っていないということです。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

企業誘致のメリットは、税収のアップと雇用の拡大による地域の活性化につながる。また、地方創生先行型交付金、加速化交付金、推進交付金、拠点整備交付金など国からの交付金があるようで、全国で約8割の自治体が企業誘致に積極的に取り組んでいると報告されています。

地方自治体が今後の重点産業分野として考えている業界には、食・環境、エネルギー、健康・医療・介護、情報通信などが上位で、地方もこれからの成長産業に目を向けていることが伺えます。

これまで地方自治体の企業誘致は主に大手企業の工場、支店の開設を目的とすることが多かったようですが、白浜で言えば企業誘致条例を策定した平成18年頃には宿泊施設の閉鎖やどんどん増える空き保養所の活用を主に推進して、雇用に結びつけてきたと思います。

ところが、最近では税制改正などで企業の本社機能ごと誘致できるチャンスが大きくなっていて、通信インフラを整備し、魅力的な企業を誘致することができれば、地方が活性化し、ビジネスチャンスがもっと広がる可能性があります。東京の一極集中から地方への分散を国は数年推奨して、税の助成もあります。

先日、企業の地方移転、本社や支店移転を報道で取り上げていました。東京から栃木へ社員25人ともに移転して、コストの3割削減したことや、北海道へ移転した会社は、東京は密で環境のよい地方のほうが仕事の効率が上がると言います。

政府機関も地方都市への分散を検討していると数年聞いています。

町内では2016年にクラウドサービスとパッケージソフトウェア製品の開発企業が東京から本社を白浜に移転されています。立地環境は緑に囲まれた場所で、見学させていただき

ましたが、社員に話を伺うと、85名の方が働いていて、そのうち地元雇用は約85%で、離職者も少なく働きやすい環境だと言います。このように地方移転され、地元へ貢献されている好事例です。白浜のITビジネスオフィスへ支社機能を移された企業も、生産性が向上していると報告されています。

白浜町も今後企業の本社、支店の移転を進めるために、研究し、実現できるように体制をつくり、もっと積極的に働きかけたいかがですか。お尋ねします。

○議長
番外 総務課長 愛須君

○番外（総務課長）

現在、企業誘致の取組については、町と県が一緒になって取組を進めている現状です。特に都市部の企業への営業活動については、町担当者において実施することが困難であるため、和歌山県の担当者に協力をいただいています。

全国的には、議員ご指摘の税制改正の影響や働き方改革、新型コロナウイルス感染拡大の影響による企業における本社機能の地方への分散移転やテレワークを主体とした働き方など、大きく情勢が変わってきており、地方自治体の体制づくりは非常に重要なものになってくるものだと考えています。

白浜町としましても、体制の強化の必要性は感じていますが、今後も現在の体制を基本としつつ、より一層県との連携を図ることで、企業誘致を推進していきたいと考えています。

○議長
14番 水上君（登壇）

○14番

国が2019年を目標として、まち・ひと・しごと創生戦略を進めてきました。多岐にわたるが、白浜町での検証、成果はどうであったのか、お尋ねします。

○議長
番外 総務課長 愛須君

○番外（総務課長）

ただいま議員より、白浜町まち・ひと・しごと創生の総合戦略についてご質問をいただいたところであります。急激な人口減少に歯止めをかけ、持続可能な人口動態の中長期的な展望を示す白浜町人口ビジョンに掲げた目標を達成するための基本的な方向や具体的施策を取りまとめたものになります。成果については、総合戦略における重点施策を国における地方創生交付金を活用した取組を実施してきました。

主なものは、雇用を見据えた先進的観光ビジネス推進事業として、行政、観光関連事業者、観光客をつなぐ中間支援機能として、白浜版DMOの設立や、周遊型観光開発の整備、体験型ツーリズムの強化、通年型観光リゾート地のブランド化、水産資源を活用した水産ブランドの普及を進めることによる、地域経済効果の創出と雇用の促進や、地方への人の流れを推進するための白浜町ITビジネスオフィス整備事業として、ICT関連企業の誘致を通じた移住・定住の促進、若年層の雇用機会の拡大や人材育成を図ってきたところであります。

両事業とも、観光客数や体験型観光受入数、新規雇用者数、企業誘致数といった計画目標を掲げ、ほぼ目標値を達成しています。また、人口の推移を見ましても、人口ビジョンに掲げている目標値に沿った動向を示しており、総合戦略における施策が一定の成果を上げてい

るものだと考えているところです。

白浜町まち・ひと・しごと総合戦略につきましては、計画期間を1年延長し、今年度末で終了するため、現在見直し作業を実施しています。今後も、この総合戦略に掲げる施策については、国の交付金等を活用し、地方創生の取組を推進していきたいと考えていますので、議員のご理解をいただきたいと思ひます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

ITビジネスオフィスの誘致による一定の成果、経済効果は承知しています。観光入込み数などは平成26年に320万人と報告されていたものが、平成31年の目標値は340万人としていました。目標値に近いと今報告も出ていましたが、町なかの観光関連従事者の実感としては、数年横ばいである。また数年厳しい経済環境の中である実態と乖離してはいないか。説明のあった各種計画の数値目標とはどのようなものであつて、達成しているとする達成率はどうなのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま議員より、達成率についてご質問をいただきました。

第1目標として、観光客数で平成28年度現状値332万3,393人を、平成31年度に342万6,000人、第2目標として、体験型観光受入数が平成28年度現状値4,897人を、平成31年度は1万人にするといった計画目標を設定したところであります。

実績値については、平成30年度末現在の集計値となりますが、観光客数352万1,818人、達成率については102.8%となっており、第1目標は達成している状況です。ただ第2目標である、体験型観光受入数については4,167人、達成率41.7%となっており、受入態勢の拡充といった課題があり、目標値の達成には至っていないという状況です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

県の発表では、人口は2010年に100万2,198人だったが、今後2040年には71万人で、高齢化率は約40%になる。さらに2060年では、52万人と推計されていますが、県の長期人口ビジョン、まち・ひと・しごと戦略では、少子高齢化が進む将来、2060年には2人で1人の高齢者を支える70万人の人口を確保するためには、安定した雇用、県への新しい人の流れをつくる、少子化を食い止める、安全・安心な暮らしの実現、時代に合った地域をつくるとしています。白浜町の人口は1975年の2万6,617人をピークに減少していますね。今後の長期展望と居任意向を持てるまちづくりの視点で、町がしなければならない課題があるかと思ひますが、考えを伺ひます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

白浜町人口ビジョンにおいては、2010年に2万2,695人であった人口が何も施策を講じなければ2060年に約半分当たる1万971人になると予測されているところです。当町では、少しでも人口減少に歯止めをかけるために、白浜町総合戦略を策定し、施策を講じることで、2060年の人口1万4,507人を確保する目標を掲げています。本年の目標値は2万826人と設定しており、現状値は7月末現在で2万1,035人となっており、ほぼ目標値どおりの人口推移を示しています。

人口減少問題は子育て、教育、福祉、交通、雇用、移住・定住施策など様々な関連施策を総合的に展開させてかないと歯止めをかけることはできないと考えていますが、白浜町としましてはすべての産業における振興、働く場所の確保が第一の課題であると考え、その取組が進まなければほかの施策も人口減少に歯止めをかけることはできないのではないかと考えています。

長期的な取組にはなりますが、一次産業や観光産業の振興をはじめ、新たな産業誘致にも取り組んでいきたいと考えています。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

国は第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を新たに策定していますが、白浜町も検証から町の特性に合った見直し、改定が必要であると思います。

また、これからはITツール導入、またテレワーク導入について、中小企業、小規模事業者を対象に国は推進し、助成もあります。コロナ禍で一層広がったテレワークは今後時代のニーズかと思えます。

IT活用などによる業務効率化や柔軟な休暇取得の促進により、課題であった残業の削減、休暇の増加を実現している企業の成功事例があります。新しい働き方や暮らし方が雇用の安定や移住に結びつき、テレワークの導入にはメリットがあると言います。災害や感染症の蔓延時にも、通常と同じように地方や海外との業務を継続できて、社内では通勤や移動時間の大幅なコスト削減につながる。今回の感染症拡大時に導入された企業も多く、プライベートも充実し、労働意欲の向上、仕事への満足度が上がると報告もされています。

白浜町も事業所などへのIT活用、テレワーク導入や環境整備に企業誘致にもつながる奨励金を考えてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

議員より、IT活用、テレワーク導入をする事業者への奨励金を出してはどうかというご質問をいただきました。

テレワークの導入等に対する事業者への支援については、議員ご指摘のように、現在国においては働き方改革推進支援助成金の制度があります。これは、在宅またはサテライトオフィスにおいて、就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対してその実施に要した費用の一部を助成するものであります。

また、都道府県や政令都市の一部においては、国の助成金に上乗せする形で助成を行っている自治体もあります。ただ地方と都市部の企業では、テレワークに対するニーズや環境、

職種などが異なり、白浜町の企業活動においてテレワークのニーズがあるかといったところが検討する必要があると考えています。

また、都市部の企業では、テレワークの受け皿となる拠点の整備を求める企業が多く、今後もオフィス環境の整備を中心に取組を図り、企業誘致につなげていきたいと考えています。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

現在県と共に進めているIT企業誘致には、紀南が選ばれる理由があると言います。

まず最高のロケーション、東京から1時間の立地とオフィス賃料は東京や大阪の5割以上割安で、全国2位のWi-Fiスポットや安全なネットワークがあり、充実した奨励金、雇用奨励、また通信補助や賃貸料、航空運賃の補助などがあり、手厚い。これらの活用から現在生産性の向上も報告されています。

そこで、白浜町企業誘致条例は平成34年3月31日限り、失効するとあります。あと2年、最初の条例制定から約15年、多様なニーズを調査し、時代の流れに沿う見直しをされてはいかがでしょうか。新たな白浜町企業誘致条例について、お考えを伺います。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

企業誘致条例の今後についてのご質問をいただきました。

企業誘致条例については、新たに3人以上の正社員の雇用や事業を行う目的で新たに土地もしくは建物を購入するといった条件があります。そのため、ITオフィス利用企業のような財産を取得しない企業は対象外となっているところです。

議員ご指摘のように、本条例を制定してから長い年月も経過しており、その後企業ニーズや環境も大きく変化してきていると認識しています。例えばITオフィスの入居企業を見ましても、テレワークを行うためのサテライトオフィスやワーケーションといった利用形態が増えてきています。今後、さらに情報関連企業の誘致を推進していくには、現在県で制度化されているオフィス賃料補助や通信補助、航空運賃補助などの補助制度を検討していく必要があると考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

県で制度化されているオフィス賃料補助や通信補助、航空運賃補助などの補助制度を検討すると今説明されました。今後、町としても上乗せ助成なども検討課題にあるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

県において制度化されている補助は全国的に見ても非常に手厚い補助となっています。ただ3年間適用の補助となっていますので、4年目以降については補助がなくなる状況であります。白浜町としましては、現状の補助制度への上乗せという形ではなく、より長期間白浜

町で事業継続していただくため、県の補助対象とならない4年目以降の補助について検討していければと考えています。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

最後に、町内では、中小事業者が多く、大手のような整備には遅れがあります。町としても今後のテレワーク推進には通信機材や接続費用などの支援や導入研修などとメリット、デメリットを調査し、これからのニーズをしっかりとつかんでIT推進の町として、町なかの事業所や各諸団体への支援を期待して、この質問を終わります。

これで私の一般質問を終わります。

○議 長

新たな企業誘致とテレワークの推進についての質問は終わりました。

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

続きまして、3番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は60分です。質問事項は、1つとして、新型コロナについて、2つとして、富田中学校体育館にエアコンの設置を、3つとして、各兵器廃絶宣言の町としての行動についてであります。

はじめに、新型コロナについての質問を許可します。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

新型コロナについてということで、幾つかの点についてお尋ねします。

医療機関や高齢者施設等の勤務者、この方々に対するPCRなどの検査の実施についてであります。

新型コロナウイルス感染症での無症状の方が感染を広げています。6月末に千葉県松戸市の老人ホームで集団感染しました。1例目は職員の感染経路は不明であります。6月25日に体調不良で早退し、受診しました。医師は様子を見ると、すぐにPCR検査を実施しませんでした。3日後に再受診し、次の日ようやく検査して陽性が分かりました。検査が遅れた結果、1例目の感染が判明する前に2例目の職員が発症しました。その間に施設内に感染が広がった、このような可能性があります。

無症状者からの感染が拡大し、医療施設や高齢者施設でクラスターが発生していることから、厚生労働省は県に8月18日の行政検査の範囲について、事務連絡で、「感染者が多数発生している、またはクラスターが発生している地域（保健所管内）に存在する医療施設や高齢者施設等に加えて、当該地域（保健所管内）が生活圏域にある者が勤務、入院、入所する施設を含めて考えて差し支えない」、このようにしております。

また、与野党でつくる医師、国会議員の会のPCR検査数の抜本的拡充要請や、国民世論に押されて28日の安倍首相の辞任会見で、政府は、新型コロナウイルスの新たな対策パッケージを公表しました。季節性インフルエンザとの同時流行に備え、新型コロナの検査能力を1日20万件程度まで拡充させることなどが柱になっています。新型コロナの検査能力は現在1日当たり最大約5万9,000件、政府は抗原検査の簡易キットを大幅に拡充するな

どで20万件程度まで引き上げるとしています。検査能力の向上に伴い、多くの感染者がいたり、クラスターが発生したりした地域では、医療機関や高齢者施設に勤務する人、入院患者らの定期的な検査実施を都道府県に要請する、このようにしております。

ご存じのように、過日、田辺保健所管内でクラスターが発生しました。ダイニングバーと食堂で、また医療福祉施設でも感染者が出ました。医療福祉施設で3番目に感染が確認された方は、体調不良で検査前から休んでおられてクラスターにならなかった。休んでいなければクラスターになった可能性があります。

国の事務連絡や8月28日の発表に基づいて、感染症が医療機関や高齢者施設等に勤務する職員に、国が拡大する抗原検査も含めた20万件の検査を使って、定期的に行政検査を実施するように県に要請すべきではないですか。また、実施されるまで、医療施設や高齢者施設の職員が社会的検査として新型コロナの検査を行う場合、町が補助金を出すようにしてはいかがでしょうか。

さらに多くの人と関わる高齢者施設、病院、学校、保育所などの職員は、体調不良になった際はクラスターが起これないように、すぐに職員にPCR検査、抗原検査などの行政検査を行う体制をつくるべきではないですか。

新型コロナの感染状況を捉えてどのように対策を講じるのか、お尋ねいたします。

○議 長

廣畑君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員から、新型コロナについてということで、医療機関や高齢者施設等の勤務者のPCR検査の実施について、ご質問をいただきました。

廣畑議員がおっしゃるとおり、8月18日に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から発出された、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについてや、8月28日の安倍首相の記者会見での、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組の中で、検査体制の根本的な拡充として、季節性インフルエンザ流行期を踏まえた検査需要に対応できるよう、国が都道府県に対し指針を示し、地域における外来診察の医療提供体制と検体採取体制を踏まえて、早期に新たな検査体制整備計画を策定するよう要請するとあります。

また、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、一斉、定期的な検査の実施を都道府県等に対して要請するとされているところであります。

9月1日の仁坂知事の記者会見では、和歌山県におけるPCR検査体制の拡充について方針が発表され、検査体制の拡充などをさらに強化したいと発言されており、和歌山県においては、感染者を早期発見し、早期隔離するとともに、陽性者の行動履歴を徹底的に調べて、次の感染を事前に抑制していくということをずっとやってきております。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症の検査体制については、廣畑議員のご提言に沿うような形になっていくと考えております。

町といたしましては、今後も、国や県の動向に注視し、保健所など関係機関等と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症に関する必要な啓発等に取り組んでまいりたいと考え

ております。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

答弁をいただきました。しかしですね、町に関わる医療や福祉施設などに関わらずに、工夫を凝らして万遍なく臨時交付金などの活用について取り組んでいただきたい、このように思います。やはり医療福祉施設だけではないというふうなこともありますので、そういった点についてよろしくお願ひしたいというふうなことであります。こういうことを申し上げまして、この質問については終わります。

新型コロナの2つ目であります、特別定額給付金の申請と支給について、お尋ねします。

特別定額給付金の申請が8月17日に終了しました。ほとんどの住民が申請して給付されたと思いますけれども、申請がなかった方もおられたと思います。そのような方の人数について、いかがですか。

また、そのうち住民登録をしている、白浜町に住んでいただいております外国人に対してどのように知らせ、申請されましたか。外国人の方についてはやはり今まで観光などでインバウンドに対する観光面でもいろいろ取り組んできましたし、住んでおられる方もたくさんおられるように思います。そうした観光など様々な業界での取組がされている中で、申請書の説明に不備についてなかったかということをお尋ねしたいと思います。

また、ある高齢の方は、給付金のことを聞いて、楽しみにしていましたが、申請書が届かずに給付されずに亡くなられたというふうなことであります。基準日と申請書の送付日など改善できませんか。あるいはまた、こうした方に対する町の救済措置、このことについて、必要があるのではないのかな、このように思いますが、こういった点についてお尋ねをいたします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま廣畑議員から、特別定額給付金の申請と給付についてご質問をいただきました。

特別定額給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、4月20日に閣議決定され、当町におきましても、町民の皆様方に可能な限り迅速かつ的確に給付金をお届けできるように、5月1日に住民保健課内に特別定額給付金室を設置し、取り組んできたところでございます。

特別定額給付金につきましては、4月27日を基準日として、基準日において白浜町に住民基本台帳に記録されている方を対象に、1人10万円を給付する事業でございます。当町におきましては、5月11日にオンライン申請の受付、5月18日に申請書の発送及び窓口申請の受付を開始し、5月28日に第1回目の振込をしたところでございます。先月の8月17日に申請書の受付を終了し、1万1,080世帯、2万1,098人の方に21億980万円を給付したところでございます。対象世帯に対する給付率につきましては99.4%となっております。

未申請の方々につきましては、7月1日と7月28日の2度申請期限到来及び申請をしていただけるよう、お知らせ文書を送付し、最終的には44世帯、44人の方が未申請であり

ました。

廣畑議員ご指摘の外国人の方につきましても同様にお知らせをしたところではございますが、日本語によるお知らせであったため、検討を要するところでございます。

また、お一人世帯の世帯主の方につきましては、総務省特別定額給付金室からの回答で、基準日以降申請前にお亡くなりになられた場合、受給権がないものとみなすとなっております、そのような世帯が18世帯ございました。

基準日と申請書の送付日についてのご指摘につきましては、ゴールデンウィーク期間中も町民の皆様方に可能な限り迅速に申請書をお届けできるよう、申請書を発送の準備に取り組んでまいりましたので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

外国人の方に対する周知については、白浜町内に住まわれている方もおられると思いますし、もちろん事業所で働いて、そういったところから相談を受けたとかいうふうなこともあったと思いますけれども、根本的には町としての取組として、日本語だけではなくに、何らかの外国人がアクションを起こせるような、そういう通知書であってほしいなというふうに思います。今後、そういう方に対し周知するというそういう取組、このことに期待をしまして、このことについて終わりたいと思いますけれども、そうした町長に外国人の方、インバウンドというふうなことで今までコロナまでは来ていただいて、観光で取り組んで、そういう接待、おもてなしもしてきたというふうなこともありますし、やっぱり働いておられる方がかなりおられますので、そうしたことについて町、町長としての考え方をちょっとお聞かせいただいて、この項を終わっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

このたびの特別定額給付金につきまして、外国人の方で、ほんの僅かではございますけれども、申請することができなかったと。何度かこちらからも日本語による文書で申請用紙は送らせていただいていたんですけども、なかなかそういった重要な書類だというふうに受け止められなかったのかもしれない。そしてまた周りの方々も気がつかなかったということもあって、残念ながら申請には至らなかったという、これは事実としてはもちろん我々も認めるんですけども、結果論でございますので今からそれを認めるというわけにはいきませんし、今後、こういった形で外国人の方々にも町からの重要な案内ですとか書類を、今後配付して、そしてまた知らせていくということができるかどうか。

特に今回は外国語といいましてもやはり英語だけではございませんし、中国語、韓国語、その他の外国人の方もいらっしゃるかも分かりませんので、その辺りは今後の将来に向けての課題とさせていただきたいと思っておりますし、当然庁内でも協議をしながら、一定の方向性を出していきたいというふうに思っております。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

町長から答弁をいただきました。そうした今後の取組にも期待しまして、このことについて、コロナについてこれで終わります。

○議 長

以上で、新型コロナについての質問は終わりました。

次に、富田中学校体育館にエアコンの設置をの質問を許可します。

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

それでは、2つ目の富田中学校の体育館にエアコンの設置をということで、質問させていただきます。

富田中学校の新体育館の建設が進められていますけれども、完成が延びているところあります。県下でも一番古い体育館で、一番新しい体育館として生まれ変わろうとしております。新築の構想、設計したときには新型コロナはありませんでした。また、そういう中で今年の夏の暑さ、全国的にも異常であります。台風の超大型化、今回九州方面、東シナ海、朝鮮半島を向いて抜けたわけでありまして、こうした大型化の中で建設されております。新型コロナ禍の中、中学生たちの体育授業やクラブ活動、また地域の避難所としての機能も併せ持つそうした体育館にエアコンは必要ではないですか。富田地域での避難所として、ウィズコロナの時代、分散避難なども想定しながら学社連携であるとか、地域に開かれた学校、そういったことで今までも取り組んできたわけなんですけど、普段使わなくとも災害時に必要だと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

廣畑議員から、建設中の屋内運動場、富田中学校体育館へのエアコンの設置についてご質問をいただきました。

現在工事中の富田中学校体育館につきましては、付帯設備としてエアコンを設置する計画は、その使用頻度、設置工事費、設置後の維持管理経費等を複合的に勘案し、設置する計画予定はございません。

しかしながら、最近酷暑化している夏の時期は、学校授業や避難所開設時の避難者用として、たとえ使用頻度が短期間でも酷暑対策が必要とも考えております。よって、当面の夏場の避難所対策として、今般の地方創生臨時交付金制度を活用いたしまして、町立小中学校のすべての体育館に可動式の冷風機、スポットクーラーということですが、そういったものを設置することとなりました。

多目的活用とするために、通常時は学校教育用として、災害時には避難所として開設する体育館については、避難者用として使用する予定でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

廣畑議員より、富田中学校体育館へのエアコンの設置についてご質問をいただきましたので、答弁申し上げます。

学校の施設におきましては、同じように温暖化の影響による対策として、昨年度より予算の確保をいただき、各教室に冷暖房機を整備することができました。今年の夏休み短縮に伴う8月の授業におきましては、窓の一部を開放しながら冷房するという新型コロナウイルスの感染対策を講じながらも大きな支障もなく、授業を実施することができました。

議員ご指摘のように、富田中学校に限らず、体育館に冷暖房機を設置できれば最善であると思いますが、先に町長からご答弁がございましたが、学校体育館に冷風機を整備する予算を確保いただきましたので、速やかに整備に努めているところでございます。

学校体育館への冷房設備の整備につきましては、今後の気候の状況や国県の動向、そして児童生徒の健康状態や活動状態など、学校と連絡を密に取りながら注視してまいりたいと存じておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

今年、昨年度末からの今までにない教育環境の下、ぜひ補助金などを活用しながら、今後ともしっかりと取り組んでいていただきたいというふうに思います。

このことについてはこれで終わります。

○議 長

富田中学校体育館にエアコンの設置をの質問は終わりました。

次に、3点目の核兵器廃絶宣言の町としての行動をの質問を許可します。

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

核兵器廃絶の町としての行動をということで、質問をいたします。

白浜町は核兵器廃絶宣言の町です。2017年、国連で核兵器禁止条約が122か国の賛成で成立し、3年がたちました。条約の発効まであと6か国と報道で知りました。その6か国の批准で50か国になると。そしたらこの条約が成立、発効するということがあります。

この条約は、核兵器の全廃と根絶を目的として起草されました国際条約であります。核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止並びにその廃絶に関する条約というふうなことでありまして、もちろんこの条約は我が国はまだ賛成もしていないし、国会などで国の中でも議論されていません。この条約について、今後、戦争での唯一の被爆国としての我が国であります。町長、国に対してこうした取組について賛成をして批准するように働きかけていきませんか。また、毎年行っている原爆写真展を串本町などから資料をお借りしてビキニ被ばくや戦争犯罪などの告発する展示など、膨らませていきませんか。このことについて、お尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま、廣畑議員より、核兵器廃絶宣言の町としての行動について、ご質問をいただきました。

白浜町は日本国憲法の平和精神に基づき、核兵器の廃絶を願い、永遠の平和社会を築くことを誓い、合併後の平成18年12月に「核兵器廃絶・平和の町」を宣言いたしました。

戦後74年の歳月を経て、オバマアメリカ合衆国前大統領が現職の大統領として初めて被爆地である広島への歴史的な訪問を行ったことで、平和への思いや非核に対する関心が世界的に高まりを見せ、国連総会では核兵器禁止条約制定の交渉開始に向けた決議が採択されたところでもあります。

このことは、核兵器のない世界に向けたまさに第一歩と思っており、各国協調の下、核廃絶に向けさらなる前進を期待しているところでございます。

核兵器禁止条約の批准に対する国への働きかけにつきましては、町が加盟しております平和首長会議より、内閣総理大臣に対し、核兵器廃絶に向けた取組の推進に関する要請文が提出されてございます。加盟する全国の自治体とともに、恒久的な平和、また核廃絶への取組がなされているものと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、原爆写真展の拡大につきましては、本写真展は、従来民間の団体において実施してきたものを諸事情により町が協力しているものでありますので、引き続き現状の取組を継承してまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

今日の核兵器禁止条約の運動、これは核兵器の使用がもたらす壊滅的で非人道的な結果に対する認識、核戦争だけは絶対に起こしてはならない、こういう国際世論の到達点と言うべきものだと認識しております。

核兵器の廃絶についての町民の意識の涵養とそして国民世論の形成のためにも、もう一歩踏みだした取組、民間の協働での企画にも取り組んでいただけないかということを提言しまして、このことについての発言を終わりたいと思います。

○議 長

核兵器廃絶宣言の町としての行動をの質問は終わりました。

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 13時55分 再開 14時07分）

○議 長

再開します。

6番 南君の一般質問を許可します。

南君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は60分です。質問事項は、フィッシャーマンズワープ白浜と指定管理者であった和歌山南漁協の疑問点についてであります。

フィッシャーマンズワープ白浜と指定管理者であった和歌山南漁協の疑問点の質問を許可します。

6番 南君（登壇）

○6 番

早速ですが、質問に入らせていただきます。言葉を省略する場合がありますが、漁協とは和歌山南漁業協同組合、施設とは白浜町漁業振興施設フィッシャーマンズワープ白浜、株式会社とは、湯崎の漁業組合の人たちが中心となってつくった株式会社フィッシャーマンの

ことですので、よろしくお願ひいたします。

まず1番目として、漁協がこの施設の指定管理を受ける折、議員に配られた資料によると、施設の責任者としてそれぞれ漁協の職員の名前が出ていますが、これは間違いございませんか。お聞きします。

○議 長

南君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

南議員から、フィッシャーマンズワープ白浜と指定管理者であった和歌山南漁協の疑問点ということで、ご質問をいただきました。

平成25年6月13日の全員協議会の説明資料に、和歌山南漁協から提出された事業計画書がございまして、その中の組織、人員計画において漁業職員の名前が記載されております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

2番目の質問です。浮棧橋の指定管理料について、平成25年度から27年度の町よりの指定管理料の振込は漁協名義の口座に入っているのか。また、各年度の振込月日は。指定管理料月額32万円は、組合員が潜水し、日当1人4万円で計算していますが、漁協からどのような形で清掃した組合員に支払われたのか。また作業時、町の職員が立ち会っていますが、誰が立ち会ったかの確認のサインもありません。なぜ町に書類が残されていないのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

町からの指定管理料は、平成25年度は平成25年8月23日と26年5月23日、平成26年度は平成26年6月13日と平成27年5月1日、平成27年度は平成27年5月25日と平成28年4月28日、いずれも和歌山信漁連の和歌山南漁業協同組合名義の口座へ振り込んでおります。和歌山南漁協から組合員への支払いについては、平成25年度と平成26年度は直接本人の口座へ振り込み、平成27年度は担当の株式会社フィッシャーマンの口座へ振り込んでから組合員に支払われたと聞いてございます。

町の職員の立会については、当時の担当者からは業務をしているかいないかの確認を行っていたもので、それを文書に残すという認識は当初はなかったと聞いてございます。

以上です。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

なぜ確認書を残していなかったのか、不思議で仕方ないです。これからそういう機会がございましたらきちっと残していただきたいと思います。

続いて、3番目に入ります。海洋体験コーナーも300平方メートル以上ありますが、施設使用の売上げが1人1,000円ということなんですけども、これはありますけども、漁協直

営と言いながら、ダイビングの売上げがなぜゼロに等しいのか、お聞きしたいと思います。ちなみにダイビングのダイビングベイのホームページ等では、料金表も明示されております。お答えをお願いいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

海洋体験コーナー、ダイビングベイの売上げについてでございますが、まずダイビングをするお客様は大体どこかのダイビングショップに申し込んでいただいて、それから当町を訪れる形式が一般的でございます。ダイビングベイのホームページ等に料金表が示されているとございますが、直接ダイビングベイに来られて、そこで、今日は潜りたいというふうなおお客様がおられましたら、それはダイビングベイの売上げということになってくるんですが、そういったお客様はほとんどございませぬ。それから、それでまた潜るとしましても、機材とか、あといろいろなものは直接本人さんが持ってこられるわけではない、こちらのショップで用意するということになりますから、万が一おられましたも、ほとんどがそういった経費を取られますので、ほとんどの少ないお客様からいただくというふうな金額というのは自然と減ってまいります。

それからまた漁船による海洋体験をされたお客様、こういった方も何人かおられるんですが、これも当初、この時期に、開業当初からは利用料金のすべてをお客様からいただくんですが、それが乗船していただいた漁船への委託料というふうな形で漁師の方々に直接お渡しして差額を取っていなかったということなので、その売上げとして計上しておらず、海洋体験室利用料以外の売上げはほとんどないということが現状であったということでございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

今のお答えなんですけれども、売上げがゼロに等しいのなら、この施設をつくった意味が分かりませぬ。そこで、安全講習をしたり、装備、着衣などの実技指導をしているはずです。そういう漁協からの計画もございませぬので、間違いないと思います。目の前が海のダイビングベース、魚たちと遊んだ後はシャワーと温泉でと言っています。収益性の全く見込めないダイビングベイだと思います。お答えは結構です。こういう事実、売上げがゼロということで、今まで推移してきました。

4番目、屋上のバーベキューコーナーの屋根増築部分の工事代金や什器、備品等の漁協の初期投資費用の予算はいつの漁協の理事会で承認されたのか。協定では漁協の初期投資費用は運営者持ちとし、その後、その費用を町に請求しないとの協定があるのは間違いございませぬか。後日とは永久にとの意味と理解していますが、それでよろしいのでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

和歌山南漁協からは、平成25年7月13日の理事会において、フィッシャーマンズワーフ白浜に関することは株式会社フィッシャーマンに一任する旨が承認されてございますので、理事会には諮らなかつたと聞いてございます。

それから、協定では漁協の初期投資費用は運営者持ちとし、後日その費用は町に請求しないとの協定があるのは間違いないかとのご質問でございますが、株式会社フィッシャーマンが指定管理者になられました平成28年度からの協定書第6条第2項に、「乙（指定管理者）が自己の事情により本業務を実施するために施設の改築等、施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲（白浜町）の承認を受けた場合に限り、乙の責任と費用負担によりそれを実施するものができるものとする。ただし、乙が改築等をした部分については、その権利を将来にわたり主張することはできないものとする」という規定がございまして、将来にわたりということですので、先ほど後日ということなんですけど、将来にわたりということでございますので、ご質問のとおり永久にと解すると思えます。

ただ、今回のご質問にあります和歌山南漁協が指定管理者のときのお話でございましたが、そのときの協定書にはそのような記載というのはございませんでした。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

ちょっと事実だけを、今までの経過の事実を述べたいと思います。

この初期投資費用は、漁協のお金だと今まで説明を受けてきております。漁協のお金でないので理事会の承認が必要なしというのは、漁協でなく株式会社のお金だと思います。それは当初の説明と違います。そのお金を町と直接の契約していない株式会社の口座に振り込んでおりますが、これは確かでございます。また、いろいろ疑問な点がありますけれども、最後のほうの質問で、関連があったらこのことをもう一度お聞きしたいと思えます。

5番目に入ります。納付金（月額8万円）、温泉代等、平成25年から27年度の各年度の町への支払日はいつですか。未払いがあれば漁協の書類に未払い分として残していると思うんですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

納付金の納付日は、平成25年度分については平成26年4月3日に、平成26年度分については平成28年1月29日と2月22日、平成27年度分については平成28年3月15日に納付されてございます。温泉代の納付日は、平成25年度は全額町が負担してございますので、納付はなく、26年度分、ここから半額負担というふうな格好になっているんですが、平成28年2月22日、平成27年度分については平成28年3月15日と、納付されてございます。

ですから、和歌山南漁協からは、平成26年度分の納付金と温泉代につきましては、平成26年度中に支払いがなされなかった、いわゆる未払いがございまして、漁協の書類には残されてはいないというふうにお聞きしてございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

これも一部ですけども協定違反だと思います。

次に入ります。6番目です。3年間の漁協直営のこの施設の決算はいつの理事会で承認を

受け、町に提出されたのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

こちらのほうは理事会に諮られていないというふうに聞いてございます。

その理由といたしましては、先ほど答弁させていただいたように、和歌山南漁協からは平成25年7月13日の理事会、こちらのほうでフィッシャーマンズワープ白浜に関することは株式会社フィッシャーマンに任せる旨が承認されているということでございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

平成25年度から平成25年7月13日の理事会で施設のことは株式会社に一任ということ、漁協が初めからまったくタッチしていないということが分かっております。

この決算は漁協だと今まで説明を受けてきました。また、決算の町への報告は漁協の理事会の承認を得てから町の方に報告すると、ずっと我々は説明を受けてまいりました。また、収支報告も、町は相手方、漁協との信頼関係が大切と言って、なかなか報告しなかったと思います。そういう事実でございます。

7番目に入ります。漁協は株式会社フィッシャーマンに出資もせず、役員も漁協から派遣していないのは事実ですね。それをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

事実でございます。準組合員の株式会社フィッシャーマンが担当したというふうに認識してございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

8番目に入ります。漁協が平成28年度以降、町との指定管理を延長しないと町に組合が正式に申し入れた日はいつでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

平成28年2月2日でございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

3月が期限でございますね。遅いと思います。

協定がなければ、協定がないというふうなことを聞いております。いつまでに延長の申込みの協議をすとかしないとか、そういうことがないと聞いております。なかったということは、3月の末までにどちらかが言っても、極端な話、3月の20日過ぎとかに言っても別

に協定違反ではないと思います。

しかしながら、こういうことが起こったら次の公募もできませんし、どういうふうにするという対策もできないと思います。なぜこういう協定を結ばなかったんですか。

リヴァージュなんかは1年前に双方の意思の合意と言うんですか、そういう協定がござい
ます。協定のない、必要ないとかどちらかが延長しないというのは、事前のそういう合
意とか必要なかったのではないですか。その点どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

指定管理の協定の中にそのような条文がないというのは、まず指定管理の制度といたしま
して、白浜町の場合は大体、4月から指定管理であったら、当時、平成25年の当時でござ
いましたら、3月末に議決をするというのが、それで4月までの間にという格好の協定を結
んでまいりました。

それで私どもは、ちょうどこの28年のときに、やはりそれではいけないと、指定管理と
いうのはそんなに簡単に準備ができるものではない。しかもこの25年度のときにも直前の
指定管理指定ということで、漁協側といいますか、そちらにも迷惑がかかりますし、職員採
用、いろいろなもので問題が出たというようなこともお聞きしてございましたので、私ども
が28年12月議会、こちらのほうをめぐりに、当時の指定管理者である和歌山南漁協とすり
合わせをしてまいりました。

そして、多分皆様方も当時議員でおられた方々は、その当時、指定管理料をまた支払うよ
うにするのか、温泉代をどうするのか、それから当時指定管理の経営診断、こういったもの
も行いましたから、その結果も皆様に報告させていただきながら、12月に何とか提案して
いけるということで、準備を進めていたんですが、それが結局12月に入りまして、組合長
さんからちょっと考えたいというふうなご意思がございました。そして、指定管理をしない
方向で漁協の理事会に諮りたいというふうなことを、年末のほうに私どものほうには言うて
まいりました。私どもとしては、そういうことをされると非常に困るというふうなこともご
ざいましたので、どうにかというふうなお話もしたんですが、28年2月2日に申入れがご
ざいました直前に理事会を開催されたようで、そこで受けないというふうなことが出てきた
ものでございます。

ですから本来でありましたら、やはり3か月以上前、12月には指定管理の是非というの
をご決断いただいて、それで12月に指定管理の議決をしたかったわけなんですけど、その
ときには指定管理料をどうするのかということがございまして、結局3月になったというふ
うなことでございました。

ですから、協定書にないというのは、やはり指定管理の議決の時期、こういったものは町
のほうでアドバンテージがございまして、その議決を12月にするというふうなことで、要
は町がいつ相手方に申し出るかということで回避できる部分でございまして、協定をした
後の、要はその協定というのは指定管理を受けていただいた期間の協定書でございまして、
次の協定時のことまではうたわれていないというふうなことでご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

ちょっと納得し難い答弁だったんですけど、また後であるかも分かりませんが、次にいきます。

9番目です。係船使用料の9割を漁協に渡し、網不知漁港から樺までの各漁港の管理を任せていますが、湯崎漁港への配分の金額はあるのかどうか。これにはまた、浮棧橋の分も含めているのか、どうか、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

和歌山南漁協からは、こういった指定管理の漁協の管理の部分によっての各地先への配分というのは行っていないというふうにお聞きしてございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

この管理料は、各漁協の管理をするためのお金であると思っておりますが、各漁港への配分がないということは、何に使っているのでしょうか。配分がなければ湯崎の浮棧橋は誰が管理するのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この指定管理料でお渡しした部分については、漁協の運営のほうに充てられるというふうには理解してございます。ただ漁協の運営といたしましても、やはりお金には色がついてございませんので、それを例えば湯崎漁協の施設修理に充てたりとか、そういったところには間接的には回ってきているのかなとは思ってございますが、この管理に対していろいろな配分というのは出てきていない。

それで私どもは港湾の管理の中で、少し船が通れなかった場合とかについては、和歌山南漁協さんが船が通れるように最低限やってというふうなことがあるんですが、その日当とかは実際漁協からは漁師の方々には支払われていないということでございますので、無償でそういったところの管理はやっていただいているのかなというように思っております。

それから浮棧橋の管理につきましては、指定管理の範囲から除外してございます。我々はやはり当初、指定管理料が年間384万円ある中で、業務料は従来の指定管理料、係船の9割というふうな部分からいきますと業務料になりますから、その部分は別ということ、株式会社フィッシャーメンに当初清掃をお願いしたりというふうなことは皆様ご承知のとおりなんです、現在は町が直接管理というふうな格好になってございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

これは漁港の管理料、係船料の9割を渡しているんですけども、これ運営に使っても何に使ってもいいというのは漁協は申しておりますけども、これ実は今まで係船使用料の9割

を漁協に委託料として払っていたんですね。それで9割というのは各町村に比べたら突出して多いんです。ほかのところは大体5割、白浜だけが9割ということで、それは私も何回か統一すべきではないのかと言っている間に、それが何年も続いたんですけども、名前だけ変わっているんですね。漁港管理料に。実際は同じなんです。9割が漁港の管理料と名前だけ変わっているんです。そして運営に使うということは、前と全く同じような感じで使っているんですけども、ただ名前を変えただけなんですか。前の係船使用料の漁協への委託料9割を使って、それは漁協の何にでも使ってもいいということなんですけども、これは名前が変わってどんなになったんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当時の、今おっしゃっていただいている係船料といいますか、業務委託の形式のときというのは私も少し把握ができてないんですが、この指定管理制度というものができ上がったのが平成15年でございます。それでそれに合わせてその後、何年からやられているのか私も確認はできていないんですが、いろいろな管理業務の委託を指定管理という新しい制度に移管していったというふうなことでございます。

ただ、多くのそういった移管している中身が本来の指定管理の制度、理解があまりできていない中で、従来の委託料の制度の分を踏襲しまして、そのまま来ているというふうなことでございます。それで当然委託料というのは、一定の金額が町のほうもこれだけの業務があって、これだけのものをやっってくださいということでやっていただいて、それで相手も当然利益があるから受けるというふうなことが一般的だと思うんですが、これが当時の部分でも、今回の指定管理になってからでも、あくまで差額で生じてきた利益の部分につきましては、漁協側の収益ということになりますから、それは何に使っても構わないということになりますから、特段制度的には変わっているものではないのかなというふうには理解してございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

また平行線になってきます。これはまたいつものごとく平行線ということで割り切っておきます。

次、10番目です。漁協内で不祥事が各地でいろいろと明らかになっています。ほかの町内の施設の中で指定管理者も含め、団体、個人が信頼できると調査した上での指定管理なんでしょうか。今までのこういうやり方を信頼できるかどうかの調査というんですか、そんなのを行っているかどうかお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

指定管理者制度は、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的とするもので、当町においても多くの施設で活用してござ

います。

当然、指定管理者をお願いする団体は信頼できる相手でなければいけません。ですから、指定管理者を公募する際には、様々な条件を仕様書に記載した上で提出された書類などでその確認をしており、そしてその確認の内容によっては警察への照会をはじめ、様々な調査を行うことになってございます。

農林水産課の所管では、フィッシャーマンズワープ白浜をはじめ、国産材需要開発センター、各漁協施設、海来館、椿はなの湯の5つの施設において指定管理者制度を活用しておりますが、いずれの指定管理者も地域の団体であり、こちらも相手のことはよく分かっていますので、実際にご指摘のような調査までは行った事例はございませんが、いずれの団体につきましても、議会議決、町のほうに上程をさせていただき、議決をいただいた上で指定管理の協定を結んでいくと、このような手続をしてございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

11番目です。漁協と株式会社フィッシャーマンとこの施設に関する協定があるのを知ったのは、町はいつ頃知ったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

株式会社フィッシャーマンと和歌山南漁協とのこの施設に関する協定ということでございますが、恐らく運営に関する取り決めのような部分の協定ということでございましたら、私もあるのは知ってございますし、当時の担当者に存在も確認しましたら、当然知っているということで、その時期については平成25年の施設の開業前ぐらいです。それから5月、6月、7月、この辺りかなというふうなことでございます。ただ明確な記憶はないということでした。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

12番目に入ります。今6月議会に報告された、町の契約行為等実績報告一覧表で湯崎浜広場駐車場整理業務400万円は、株式会社フィッシャーマンと契約とあります。契約書は整理業務でなく管理業務ではないか。ここ何年かの決算書の説明資料と決算書が、また予算書も同じく整理業務だったり管理業務だったり誤りが続いております。なぜ内容も異なるのにこのような金額が同じなんでしょうか。管理業務と整理業務の内容は違うと思うんですけども、その違いを教えていただきたいと思っております。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、ご指摘いただきましたように、町の契約行為等実績報告一覧表、決算書、予算書の記載誤りについては、非常に乱雑な事務の繰り返しでございまして、誠に申し訳ないと思っております。改めてお詫び申し上げたいと思っております。

この業務につきましては、駐車場操作の補助、駐車場入庫待ち車両の案内、日常異常時の利用者への緊急対応など、駐車場全体を見ていただく業務と、繁忙期に駐車場を整理していただく業務、それから駐車券の回収、整理等をしていただく業務でございます。管理と整理、両方の業務がございまして、一方では管理業務、また別の年になりましたら整理業務ということで、名称のみが変わって中身は同じでございますので、金額についても変わらないということでございます。

それで、私どもの内訳でございますが、当方の設計では駐車場ゲートの操作の補助とか駐車場の入庫待ちになっている車両の案内、日常異常時の利用者への緊急案内など、駐車場全体を見ていただくのが175万2,000円、繁忙期の駐車場の整理などが224万8,000円、駐車場の改修整理等が58万4,000円、事務的経費等で45万6,000円の合計に消費税を乗じますと、551万8,568円となります。

この業務につきましては、ほかのシルバー人材センターとかにお聞きしますと、なかなかすることができないというふうなこととか、警備会社のほうにお願いしましたら、やはり場所が異なることとかいろんなことで700万円を超える見積りをいただいたこともございます。これを400万円ですべての枠内で株式会社フィッシャーマンズにお願いしているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

13番目に入ります。平成28年度当初予算の説明で、海洋体験室の温泉代を払う必要がなしという趣旨の文書が存在していたと思うんですが、あるかないか、お答え願いたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのような文書というのは確認できなかったのですが、考えというのは今も私は同じ考えでございます。それで確かに温泉使用料は平成28年からいただいておりますので、当時の町の考えを申し上げて、お答えに替えさせていただきたいと思います。

平成27年度までは受益者負担ということで指定管理者に26年、27年は半額の負担をお願いしていたと理解しておりますが、そもそも受益者という考え方が少しおかしいのではないかという疑問を持っております。

それまでいろんな方からお伺いした意見では、指定管理者が受益者と考えている方が多いようにお見受けいたしますが、町有施設である以上、この受益者というのは町も受益者でございます。したがって、多額の収益が生じているなら指定管理者が負担するという方法もあります。当時の経営状況では、町有施設に町有源泉から給湯する費用を改めて指定管理者が負担していただくという必要はないという考えでございます。この考えは、現在も経営状況を見ると、同じ状況ということで思っております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

記憶があるかどうか分かりませんが、町当局のほうで、私の聞いた範囲では、町が温泉代を払ってくださいとお願いしているんですが、なかなかオーケーしてもらえないと、そういう答えがあったと思います。それが指定管理者が負担する必要なしに変わったのではないですか。その点もう一度お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これは、まず指定管理が切り替わってございますので、そのときの町の使用の考え方というところはございまして、私どもの今の考え方は後者のほうで指定管理者が負担することがないというふうなことで仕様書もこしらえましてのものでございます。ただ26年、27年については旧の仕様書で当然やりますから、仕様書を見ましても当時は年度協定というのを基本協定のほかに結びまして、その年度協定の中に、毎年の負担の仕方を入れると。そして、その条文の1つの中に温泉料の半額は指定管理者が負担するというふうな旨の記載があります。

ですから、これを途中で変えたというふうなことではございませんので、これは先ほども申し上げましたように、26年度は確かに未払いということで繰越しになったわけなんですけど、そのままいただいてございます。ただ、やはり基本的としましては、もともと町有源泉、要は自分のところの施設に、自分のところで給湯する仕組み、費用、こちらのほうをいただくというのは、いかがなものかなという考え方を私は今でも持っております。もしも給湯する費用を頂くということだったら、当然納付金的な要素でいただくというのが本来の姿ではないかなと思ってございますので、温泉代を半額負担してくれというふうな形は、ちょっと制度上もおかしかったのと違うかなというふうに私は今でも思っております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

ちょっとあまり時間もないので、これはこれでしておきます。

ちょっと肝心なことなので、次に行きます。14番目です。平成25年6月13日に漁協より町に提出されたフィッシャーマンズワーフ白浜の施設計画と、同じく7月25日に漁協と株式会社フィッシャーマンの協定書を見比べてみますと、精査してほしいということを述べたいと思います。矛盾点をお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご質問の協定書につきましては、当時の指定管理者である和歌山南漁協とその業務を担当する準組合員、株式会社フィッシャーマンとの間で、指定管理者としての施設運営に関する取決めを書面にした組織内の文書として協定書を取り交わしたのではないかとというふうに理解してございます。

ただこの文書の存在により、和歌山南漁協が指定管理者であった期間に町に何らかの不利益を受けたわけではなく、また、ましてや和歌山県南漁協が指定管理者であったのが4年以上前のことではございます。漁協内ではこの協定書のことにつきまして、議員からも協定書と

いうよりは指定管理者の在り方についていろいろなご質問をいただいておりますから、うまくいっていなかったということは推測できるんですが、現在町として当時の協定書を改めて精査する必要はないというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長

6番 南君（登壇）

○6番

町が何らかの不利益を受けたわけではなく、何年も前のことなので、精査する必要はないとのことですが、私の思っていることと全然違います。

簡単に言えば、漁協から町へ出された文書は、全て漁協直営で総責任者は組合長、先ほどの質問にもありましたように、各部門の責任者は漁協の職員です。今までの町の答弁も、決算書は漁協のもの、初期投資費用も漁協から出されたものであると説明してきております。一方、漁協と株式会社フィッシャーマンとの業務委託協定では、施設における業務一切の営業や事務を株式会社に任ず、業務に係る損益損失の全ては株式会社に、経費もすべて株式会社、また株式会社は業務の管理に係る責任者を配置する、こういうふうにあります。

漁協が町に出された文書と、漁協と株式会社フィッシャーマンの協定には、全く相反することが書かれています。それを町が知っているんですよ。私はこういうことで精査しないというのはおかしいと思うんですよ。

私は以前、平成25年度だったと思うんですけども、開業をしてしばらくしてから一般質問をしています。この施設に対して組合は金銭的な責任を負わない。責任は株式会社の人に負ってもらうということで、ほかの組合員に了解をもらった上でこの施設のスタートだったと組合員に聞いていたんですが、しかし、これは私も資料的に何も持っていなかったもので、深く突っ込むことができませんでした。

そのときに、町の答弁は、漁協内の話で町が関知すべきでない。町と株式会社との協定とか契約はないと言っています。このとき、町は漁協と株式会社の協定を知っているの答弁だったと思います。それが今回4年以上前のことなので、協定書を精査しないとは、ただ都合が悪いので隠しているのではないかと私は思っています。なぜ協定の整合性を精査しないのか。また、漁協は指定管理者としてこの施設運営の責任を果たしていたのかどうか、町当局はどのように思っているのでしょうか。お答え願いたいと思っております。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

私も当時の担当ではないので、どこまで南議員のご質問にお答えできるか不明でございますが、まず事業計画書というのはあくまで指定管理者を受ける段階でどのような事業展開をしていくかというふうなものでございます。ですから、本来であればその内容と後で中身が変わってきた部分、ここは書面に残すか残さないかはあろうと、漁協とそれから町、こちらのほうがそのやつで協定書上というか指定管理の運営上、もめなければ特段の問題はないというふうなことで理解してございます。

当然大きな変更がありましたら、指定管理の議決をいただいておりますので、全員協議会というものの中、こういった格好で議会の皆様に報告する必要があるかというふうには思いますが、そこまでの中身の違いではなかったということで、和歌山南漁協の指定管理の期

間というのは、確かに営業的には非常に厳しいものがございましたが、3年間、約2年9か月ですか、和歌山南漁協にはご協力いただき、どうか今のフィッシャーマンズワープの礎を築いていただけたなというように思っております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

去年ですか、平成31年3月14日の町当局の議会答弁です。一部ですけれども、漁協と株式会社の間で委託という言葉が使われているあたり、まずどうかと思う。町自身がこういうことを言っているんですよ。

要は業務分担の覚書というのが適切な言葉なのではないかと思います。その部分から漁協の中でどのような認識でこの事業を思っておられたかのところは、私も疑問に思っている。

私というのは町当局です。最終的にそういったものも整合性が取れなくなったのかどうか分かりませんが、漁協の中で判断して管理を断ってきたのではないかと、こういうふうな町当局の答弁でございます。

また、まず委託という形を取っていることが理解できない。これは答弁です。漁協と株式会社の間で文面で委託ということを行っていたら、協定上好ましくない。ということは、ほんまに非常に疑問なことです。おかしいということですね。

そして、漁協が指定管理者の施設運営の協定に違反しているかどうかの答弁はできない。できないですね。非常に困った答弁だと思いますので、こういうことを述べておられると思います。

町はこういう答弁を改めて聞いてどういうふうに思われますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

今おっしゃっていただいたことは、今でもそのとおりだと思います。先ほども組織内の取決めというふうなことでございますから、これを委託という形式であるのか、どのような形式になるのかということ、分担を書く覚書、これがやはり適切な表現にはなるんですが、ただそこまでのクオリティといいますか、実質内容が伴っておりましたら特段の問題はなく、そこまでのクオリティを漁業組合に求めていくというふうなことは、いかがなものかと。

ですから、実質指定管理の運営の中に問題がなければ、特段の問題はないと。ただ内容的に違法なものである、例えば指定管理は全部委託というのは禁止でございます。協定の中でそこは明確にうたわれてございます。

ここを今までも南議員とそういうやり取りを何回もしてきたわけなんですけど、株式会社フィッシャーマンはやはり漁協の準組合員の法人ですので、漁協の構成員の1つでございます。ですから、そこが担当するというので、その担当のやり方をどのようにするか、これを文書で交わすというふうなことは、これは漁協内の中で必要であれば取り交わしていただければよろしいですし、会議も議決で決められるのでしたらそれでもよろしいかと思っております。

ただ委託という言葉は、先ほど言われたように、誤解を招きやすい言葉であるかなというふうな思っておりますから、委託ではなしにそういう業務取り決めをするような覚書とい

うのが好ましいのではないかというのが、私の考えでございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

町はいろんな意味で漁協と株式会社が一体であるという、ずっとそういう答弁でございますので、改めて質問させていただきます。

漁協と株式会社は一体であり、和歌山南漁協イコール株式会社フィッシャーマンという根拠を具体的に分かりやすく説明してほしいと思います。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

先ほども少し申し上げたのでございますが、町が指定管理者として和歌山南漁協と株式会社フィッシャーマンは一体であるという考えの根拠でございますが、株式会社フィッシャーマンは和歌山南漁協の準組合員の資格を持つ法人でございます。ということは、和歌山南漁協の一員であると解釈できます。したがって、和歌山南漁協を構成する組織の一員である株式会社フィッシャーマンが施設運営の業務を担当しているとの認識でございますので、組織の構成員、すなわち一体という解釈をしたところでございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

一般的に株式会社というのは、株式会社に出資することにより株式を有する者を株主と言います。その保有数に応じて議決権を持つ発起人が作成した定款は公証人によって認証されるとあります。また、会社というのは利益を追求することを目的に人々が集まってつくった集団でございます。株主は購入した株式の数に応じて株式会社の経営に関与することができる、いわゆる経営参加ができるということでございます。

株式会社は金もうけのためのもので、組合とは別目的のものであると思います。漁協は株式会社に出資もしていないし、漁協として役員も派遣しておりません。また、一体と言いながら、組合全体で取り組んだ事業ではないと思います。組合の一員である株式会社フィッシャーマンという一業者だけで取り組んでいる、それが漁協と株式会社が一体であると言えるのか。一体であるならば、お互いお金のことも両方が一体となって責任を持つはずで、町に出した漁協の施設計画書も、その中には株式会社の記述も全く載っておりません。

再度お答え願いたいと思いますが、法律的に考えて、漁協イコール株式会社と言えるのかどうか、答弁を願いたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

漁協の組織の一員でありますので、これが株式会社であろうと、例によれば任意の団体であろうと、漁協の一員、すなわち一体であるというふうに考えてございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

法律的に考えてそのように解釈してよろしいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

今までそのような解釈で町として取り組んでまいりました。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

それでは最後に一言、町長にお聞きいたします。

この施設に関し、不明瞭なところを改善したり、公費の負担なく自立して黒字を出して運営をしてくれたら、私は何度もこのような質問をいたしません。毎年何千万円単位での公費負担や漁協の初期投資費用の町負担というか肩代わり、施設の什器、備品、また高額なパラソルも含めて無償貸与、温泉代や駐車場も指定管理者側の負担なし。町は問題点の対策や議論もせず、開業以来一般会計よりの繰入れを続けております。私を含め、町民の皆様方から見たら納得のいかないことが多過ぎると思います。

町長は今後どのような方針で臨むのかを、お答え願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

これまでも、この施設につきましては町の施設であり、そしてまた漁業振興施設として、あるいは観光の振興の重要な拠点として位置づけてまいりました。そしてまた、紆余曲折はございましたけれども、いろんなご意見をいただきながら、議員の皆様とも様々な局面におきまして、大きな課題のある中で議決もいただいてまいりました。

当初の想定、あるいはそれと実績がかなり違ったということもございました。その見通しが甘かったということは反省をしております。見通しが異なってきた時点での説明が足らなかったということも事実でございますので、大変それは申し訳ないというふうに考えております。町といたしましても、その取組を真摯に反省して、そしてまたこれまでもご指摘いただいたときには何度もお詫びを申し上げてきた次第でございますが、その時点でできるだけ可能な限りの検討を重ねてきたというのも、私は事実だと思っております。

しかしながら、やはり町民の皆様のご理解がまだ得られていない部分がございますら、それにつきましては真摯に受け止めまして、今後、説明責任を果たしていかなければいけないというふうに思っております。

いい加減な数字を出しているような認識はございませんけれども、議員のご指摘は真摯に受け止めまして、今後の行政運営、そしてまたこの施設の運営に町当局といたしまして、可能な限り全力で取り組んで、そしてまた町民の皆様にもご理解いただけるように、これから努力をしてまいりたいというふうに思っております。いろいろとご審議をいただきまして、本当にありがたく受け止めております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

これをもって、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議 長

以上で、フィッシャーマンズワーフ白浜と、指定管理者であった、和歌山南漁協の疑問点の質問は終わりました。

以上をもって、南君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日9月11日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、15時02分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和2年9月10日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員